

2014北海道内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

平成26年9月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 基礎情報	5
III. 住民参加による地域課題の発見と共有	7
IV. 議会内の討議と合意形成	14
V. 行政と議会の課題共有と討議	25
VI. 住民説明	32
VII. その他	39
VIII. アンケート調査の構成と評価	46
資料編	54
あとがき	71

I. 調査の概要

1. 調査対象

北海道及び北海道内179市町村議会

2. 調査期間

平成26年4月7日～6月18日

3. 調査実施主体

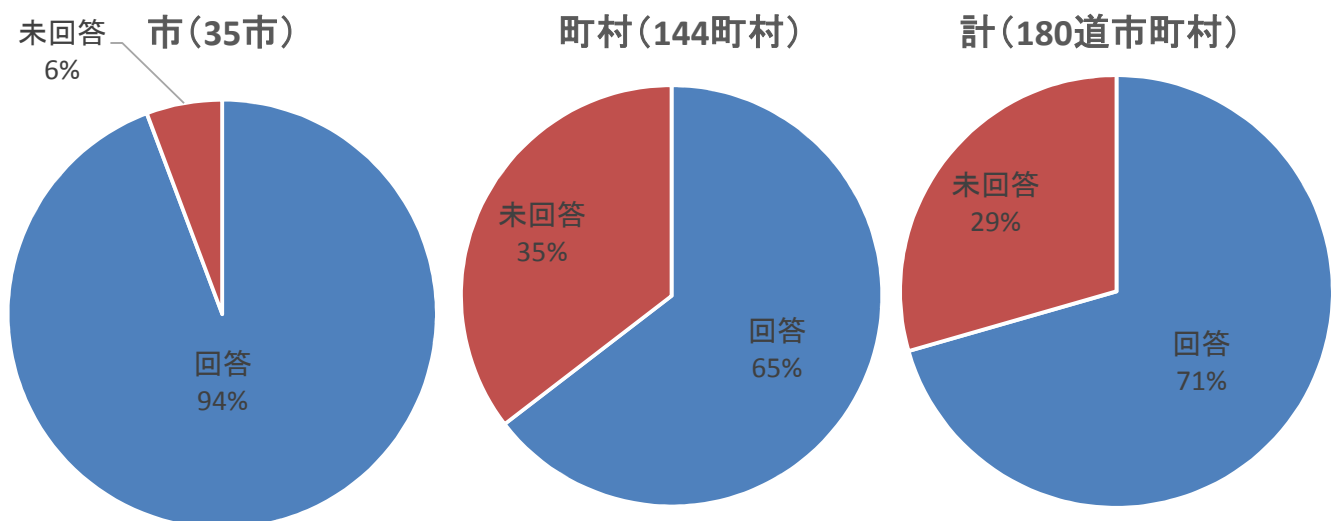
NPO法人 公共政策研究所

4. 調査時点

平成26年4月1日

5. 回収率

項目	総数	2014			2012		
		回答数	未回答数	回答率	回答数	未回答数	回答率
北海道	1	1	0	100%	1	0	100%
市	35	33	2	94%	35	0	100%
町村	144	93	51	65%	127	17	88%
計	180	127	53	71%	163	17	91%



6. 回答分析

(1) 市町村区分から見た回答状況

議会	総数	2014年調査		2012年調査	
		回答数	未回答数	回答数	未回答数
北海道	1	1	0	1	0
市	35	33	2	35	0
町村	144	93	51	127	17
計	180	127	53	163	17

(2) 人口区分から見た回答状況

人口	自治体総数	議会基本条例(2014.4.1)		2014年調査			2012年調査		
		制定議会数	比率	回答数	未回答数	比率	回答数	未回答数	比率
5万人以上	16	6	20.0%	16	0	100.0%	16	0	100.0%
5万人未満 1万人以上	43	10	33.3%	36	7	83.7%	42	1	97.7%
1万人未満	120	14	46.7%	74	46	61.7%	104	16	86.7%
計	179	30	100.0%	126	53	70.4%	162	17	90.5%

(注)北海道を除く

(3) 未回答53市町村の分析

回答状況	未回答数	比率
2014のみ未回答	39	73.6%
2012・2014未回答	14	26.4%
計	53	100.0%

(4) 未回答39市町村の2012年度調査での総合評価分析

総合評価	議会数	比率
1.0～1.9	35	89.7%
2.0～2.9	3	7.7%
3.0～3.9	1	2.6%
計	39	100.0%

2014年調査では、「ランク付けをするアンケート調査は御断り」と調査に不参加を表明された議会もあり、市では2議会、町村では51議会が未回答であった。2012年調査から見ると3倍以上の未回答数であった。

未回答は、人口区分が1万人以上5万人未満で7議会、1万人未満で46議会と、1万人未満の議会での未回答が多い。参考に、議会基本条例制定がされている自治体議会を人口区分別に見ると、1万人以上と1万人未満がほぼ5割で議会基本条例を制定しており、人口の大小に関係が無いことを示している。

未回答の53議会を分析すると、前回調査の2012年も未回答であった議会が14議会あり、今回の調査のみ未回答は39議会であった。その39議会の2012年調査時の総合評価による分析を見ると1.0～1.9の総合評価の議会が35議会(89.7%)あった。

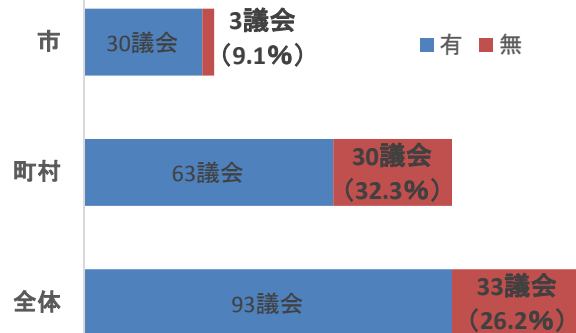
Ⅱ．基礎情報

1 議会に女性議員の有無

議会名	有	無	計	いない比率
市	30	3	33	9.1%
町村	63	30	93	32.3%
全体	93	33	126	26.2%

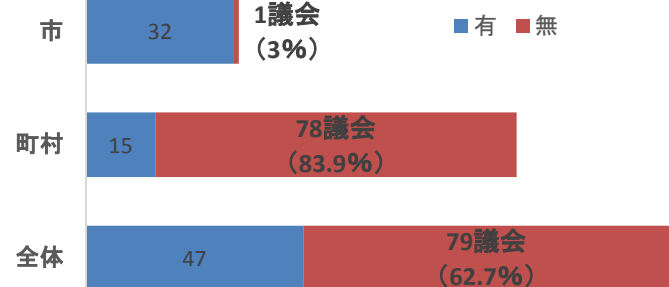
(女性議員の比率)

項目	北海道	市	町村	合計
議会数	1	33	93	127
総議員	104	733	1083	1920
女性議員数	8	109	100	217
女性議員比率	7.7%	14.9%	9.2%	11.3%



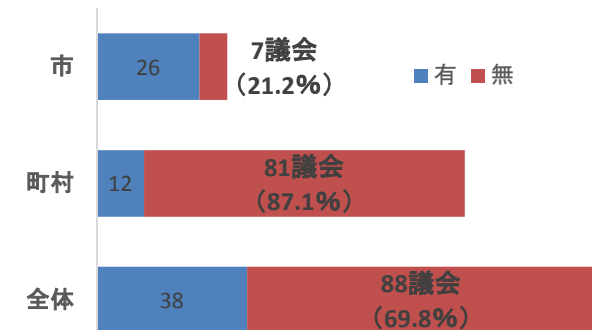
2 会派の有無

議会名	有	無	計	ない比率
市	32	1	33	3.0%
町村	15	78	93	83.9%
全体	47	79	126	62.7%



3 政務活動費の有無

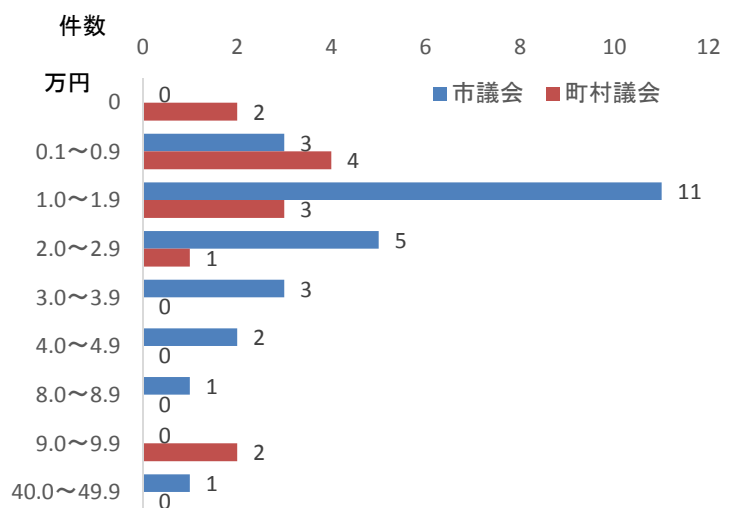
議会名	有	無	計	ない比率
市	26	7	33	21.2%
町村	12	81	93	87.1%
全体	38	88	126	69.8%



4 政務活動費の分布

単位万円/月

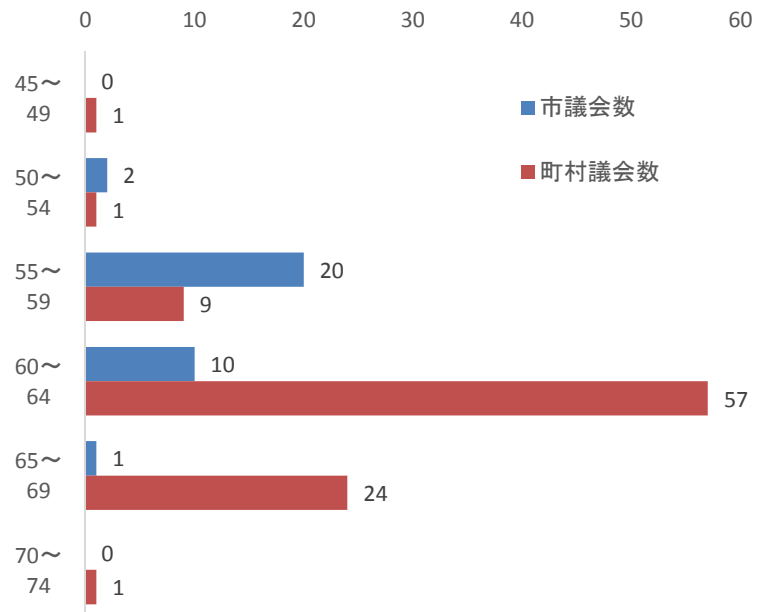
政務活動費	市議会	町村議会	計
0	0	2	2
0.1~0.9	3	4	7
1.0~1.9	11	3	14
2.0~2.9	5	1	6
3.0~3.9	3	0	3
4.0~4.9	2	0	2
8.0~8.9	1	0	1
9.0~9.9	0	2	2
40.0~49.9	1	0	1
計	26	12	38



5 議会議員平均年齢の分布

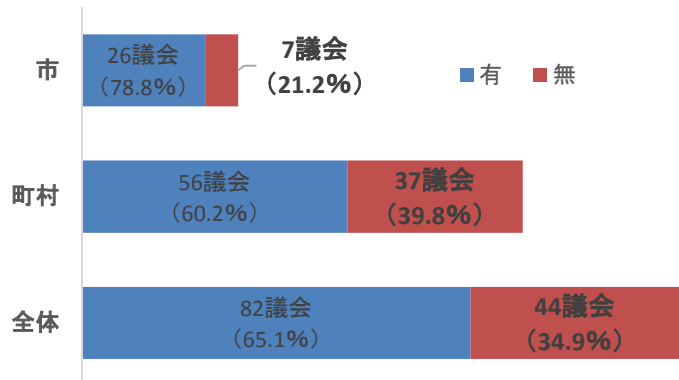
単位: 歳

平均年齢	市議会数	町村議会数	計
45～49	0	1	1
50～54	2	1	3
55～59	20	9	29
60～64	10	57	67
65～69	1	24	25
70～74	0	1	1
計	33	93	126



6 H27.4統一地方議会選挙実施状況

議会名	有	無	計	実施比率
市	26	7	33	78.8%
町村	56	37	93	60.2%
全体	82	44	126	65.1%



コメント

- ①女性議員は、市議会では約1割、町村議会では約3割が1名もいない状態である。
- ②会派は、市議会ではほとんどの議会であるのに対し、町村議会では8割の議会にない。
- ③政務活動費は、市議会では約2割で、町村議会では9割弱でない。
- ④政務活動費の金額の分布では、市議会では月額1.0～1.9万円が多い。一方、町村議会では月額0.1～0.9万円が多い。
- ⑤議会議員の平均年齢の分布では、市議会では55～59歳が、町村議会では60～64歳が多い。
- ⑥統一地方選挙の実施は、市議会では約8割が、町村議会では6割が平成27年4月に選挙実施となっている。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

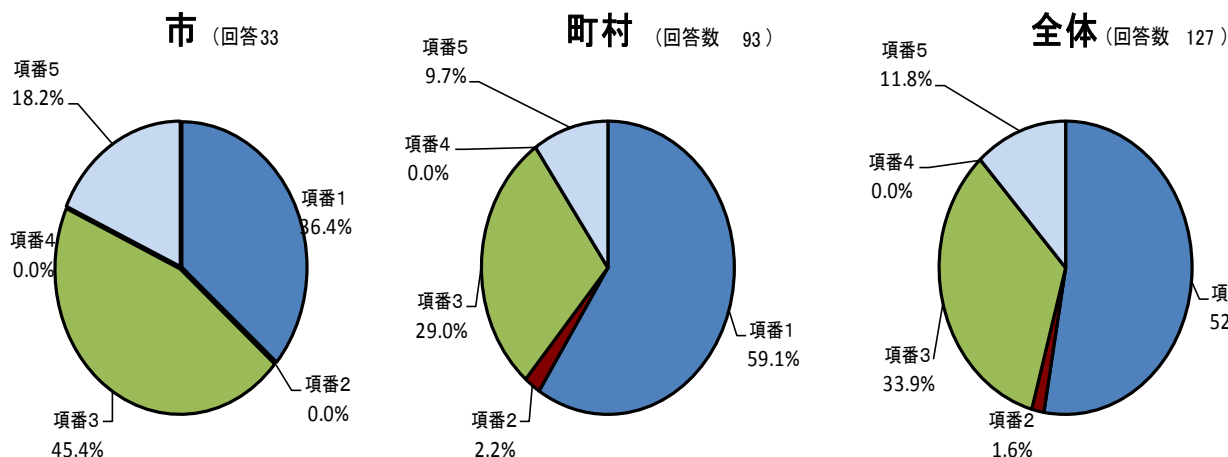
問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率	2012年 調査結果
				比率	説明あり	自治体議会名	説明なし		比率	説明あり	自治体議会名	説明なし			
1	認めていない		12	36.4%			12	55	59.1%			55	67	52.7%	97 (59.5%)
2	検討中		0	0.0%			0	2	2.2%			2	2	1.6%	6 (3.7%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている	1	15	45.5%	7	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、苫小牧市、滝川市、北広島市	8	27	29.0%	4	当別町、長万部町、奈井江町、中頓別町	23	43	33.9%	49 (30.1%)
4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない		0	0.0%			0	0	0.0%			0	0	0.0%	0 (0.0%)
5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す		6	18.2%	2	帯広市、江別市、	4	9	9.7%	4	栗山町、和寒町、芽室町、足寄町	5	15	11.8%	11 (6.7%)
回答数 計		1	33	100.0%	9		24	93	100.0%	8		85	127	100.0%	163

(注)「説明あり」… H25.4～26.3の期間、請願又は陳情提出者による本会議又は委員会での直接説明の実績があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

「議会が請願・陳情提出者による提案説明を認めている」(項番3～5)の全体は、2012年調査では60議会(36.8%)であったが、2014年調査では58議会(45.7%)となっている。一方、実際に「説明が行われている」は、2012年調査では、19議会(認めている議会のうち31.7%が実際に行われている)、一方、2014年調査では、17議会(認めている議会のうち29.3%が実際に行われている)となっており、制度の普及と実際に行われることについては、余り進展がない。

同じように、議会が請願・陳情提出者による提案説明を「認めている」(項番3～5)市では、21議会(63.7%)、町村では36議会(38.7%)で、市議会では約2/3が、町村議会では約1/3が認めている。また、認めている58議会のうち、裁量又は申し合わせが74.1%(43/58)、条例規則が25.9%(15/58)と、裁量又は申し合わせが全体の約3/4と多くを占めている結果であった。是非、今後裁量申し合わせから条例規則へ移行する議会が多く出ることを期待したい。

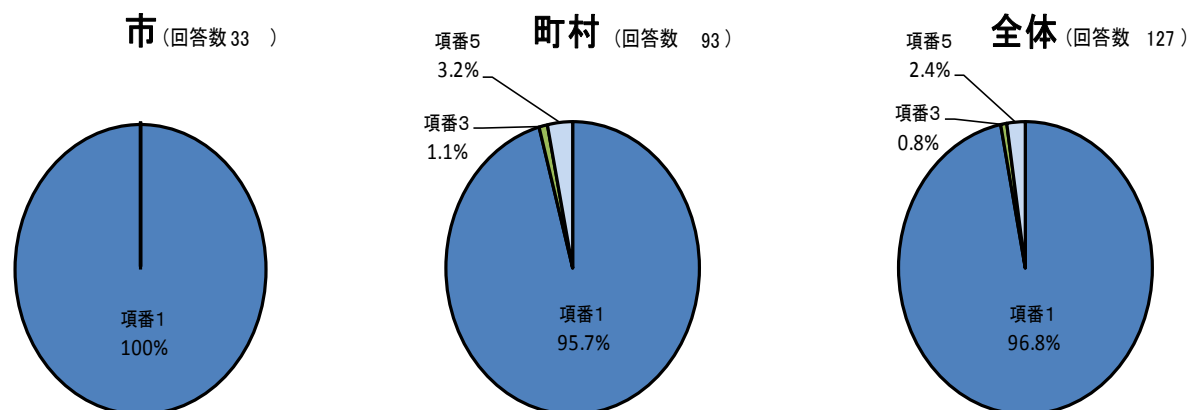
問2 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、傍聴者が発言することを認めていますか。なお、実績無は傍聴者が発言する仕組みはあるが、H25.4～H26.3の期間傍聴者の発言実績がなかったことを示す。

項番	内 容	道	市					町村				全体	比率	2012年調査結果
				比率	実績有	自治体議会名	実績無	比率	実績有	自治体議会名	実績無			
1	認めていない	1	33	100.0%				89	95.7%			123	96.8%	160 (98.2%)
2	検討中		0					0						1 (0.6%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている		0					1	1.1%		1	1	0.8%	0 (0.0%)
4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない		0					0						0 (0.0%)
5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す		0					3	3.2%	1 栗山町	2	3	2.4%	2 (1.2%)
回答数 計		1	33	100.0%	0		0	93	100.0%	1		3	100.0%	163

(注)「実績有」… H25.4～26.3の期間、傍聴者の発言実績があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

「本会議又は委員会で傍聴者が発言することを認めている」(項番3～5)は、2012年調査議会では、2議会(1.8%)で、2014年調査では4議会(3.2%)であった。2年間で2議会の増加は議会の新たな価値発見につながる取組と思われる。

残念ながら市では、2012年調査に引き続き、認めている議会は0議会という結果であった。「条例規則」で傍聴者が発言を認めている議会は、福島町議会、栗山町議会、芽室町議会、「議長等の裁量又は申し合わせ」で傍聴者が発言を認めている議会は、今金町議会であった。実際にH25.4～H26.3の期間で制度を活用された議会は栗山町議会のみであった。

傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。

(参考)「福島町議会への参画を推奨する規則」

第2条『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

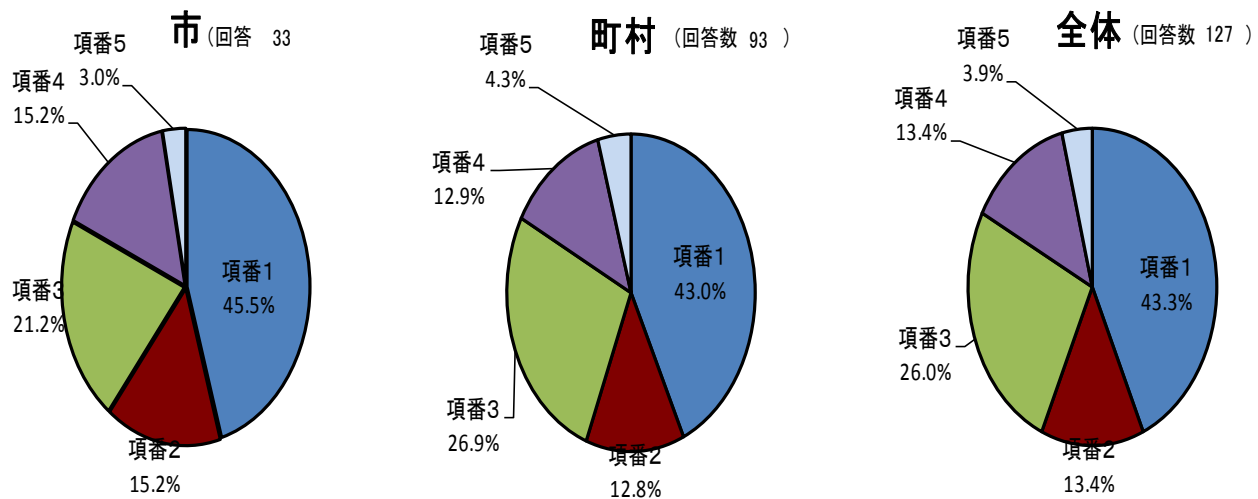
問3 住民との対話の場

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を議会として設けていますか。なお、議会における審議結果を住民に説明する議会報告会とは異なる位置付けとしております。

項番	内 容	道	市				町村				全体	比率	2012年 調査結果
			比率	実施あり	自治体議会名	実施なし	比率	実施あり	自治体議会名	実施なし			
1	設けていない		15	45.5%		15	40	43.0%		40	55	43.3%	95 (58.3%)
2	検討中		5	15.2%		5	12	12.8%		12	17	13.4%	30 (18.4%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接対話の場を設けている	1	7	21.2%	5 小樽市、室蘭市、 釧路市、赤平市、 石狩市	2	25	26.9%	17 福島町、栗山町、 北竜町、和寒町、 斜里町、豊浦町、 安平町、幕別町、 足寄町	8	33	26.0%	23 (14.1%)
4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、直接対話の場を設けている		5	15.2%	4 旭川市、帯広市、 士別市、三笠市	1	12	12.9%	9	3	17	13.4%	13 (8.0%)
5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、直接対話の場を設けている		1	3.0%	1 登別市	0	4	4.3%	4 今金町、美幌町、 芽室町、浦幌町	0	5	3.9%	2 (1.2%)
回答数 計		1	33	100.0%	10	23	93	100.0%	30	63	127	100.0%	163

(注)「実施あり」… 項番3～5を選択した自治体において、H25.4～26.3の期間、住民との対話の場の実施があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

「議会主催による住民と直接対話の場がある議会」(項番3～5)は、2012年調査では、38議会(23.3%)で、2014年調査では、55議会(43.3%)であった。そのうち「対話が実施された議会」は、2012年調査では、28議会(対話の場がある議会の73.7%が実施)で、2014年調査では、41議会(対話の場がある議会の74.5%が実施)となっている。

2014年調査の「対話が実施された議会」は、道は1議会、市は10議会、町村は30議会、合計41議会、2012年調査の「対話を実施された議会」は、道は1議会、市は5議会、町村は22議会、合計28議会と単純比較でも2年間で、13議会の増加がわかる。今後、さらに、議会と住民との直接対話を行う議会の増加がうかがわれる。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問3 補足設問1 住民等との意見交換会の実施回数等

補足設問2 住民等との意見交換会で出た意見の議会内での議論の状況

H25. 4～26. 3の期間、議会主催による住民等との意見交換会がどんな団体と、どんなテーマで意見交換がされたか、また意見交換会で出たテーマを議会内で再度議論(フォロー)がされているかを調査した。

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	フォロー 有無	対象団体	テーマ
1	北海道議会	8回	無	市町村	空知産炭地域の振興について
				民間団体等	北方領土返還要求運動の課題等について
				市、市議会議員、民間団体等	北方領土隣接地域が抱える課題等について
				町、町議会議員	交通に関する現状・課題及び地域の取り組みについて
				市町村	同上
				市町村	西胆振地域における広域振興の取り組み状況等について
				市、市議会議員	合併に伴う新しいまちづくりの取り組み状況について 道から市町村への事務・権限移譲の取り組みについて 北海道新幹線開業に向けた広域連携の取り組みについて
				市町村、民間団体等	ゼニガタアザラシについて
2	小樽市議会	7回	有	市民	議会活動と議員定数
				総連合町会	同上
				商工会議所	同上
3	旭川市議会	5回	有	市民	除排雪のあり方とマナーを考える
				市民	子育て支援サービスの充実のために
				市民	家庭と地域の防災力向上のために
				市民	障がいを持たれる方が安心して暮らせる街に
				市民	旭川駅周辺と中心市街地の発展のために
4	室蘭市議会	6回	無	室蘭市PTA連合会	市内小中学校の統廃合について
				室蘭市民生委員・児童委員協議会	高齢化対策について
				室蘭市公設地方卸売市場運営協議会、 室蘭商工会議所、室蘭観光協会、株式 会社室蘭魚市場	室蘭市公設地方卸売市場の活性化及びあり方について
				室蘭市私立幼稚園協会	私立幼稚園運営の現状と課題について
				公益社団法人室蘭市医師会	地域の医療供給体制(主に5疾病・5事業)について
				一般社団法人 室蘭観光協会	周辺市町との広域観光における本市の位置づけ及び観光 振興について
5	釧路市議会	2回	無	図書館指定管理者	図書館の運営について
				連合町内会	町内会加入促進に向けた取り組みについて
6	帯広市議会	7回	無	地域住民(5回)	市政全般
				若者団体	市政全般
				女性団体	市政全般
7	赤平市議会	8回	有	市民(7回)	行政・議会への意見、地域の課題、要望等
				農民協議会(1回)	農業問題等
8	士別市議会	2回	有	陳情提出団体	陳情の内容について
				士別市社会福祉協議会	福祉行政と社会福祉協議会の運営
9	三笠市議会	1回	有	老人クラブ	高齢者の知恵を活かしたまちづくり
10	登別市議会	3回	有	特定の団体を対象としていない	議会フォーラム議員定数等について
				特定の団体を対象としていない	議員定数・議員報酬に係る意見交換会
				のぼりべつ男女平等参画懇話会、プ ラタナス	男女平等参画について
11	石狩市議会	16回	有	市民	予算全般、防災対策、エネルギー
				市民	防災対策の進捗状況、ゴミ対策、視察報告

(注)フォロー有無は住民との対話により出された課題を議会で議論されているか(有無)を確認しております。

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	フォロー 有無	対象団体	テーマ
1	新篠津村議会	1回	無	全村民対象	意見交換会(テーマは特に決めていない)
2	福島町議会	1回	無	教育委員会委員	教育行政における諸課題について
3	森町議会	2回	無	全町民	行政視察報告、等
4	長万部町議会	1回	有	商工会	長万部商工会の現状と課題、そして目指すものは
5	厚沢部町議会	2回	有	住民	町政・議会運営に関する意見交換
6	今金町議会			農協・商工会青年女性部等	意見交換会(議会に期待すること)
7	栗山町議会	10回	有	教育委員会	「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」の結果について「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」の結果について
				行政担当課(2回)	第6次総合計画 都市計画マスタープラン
				各町内会長、自治会長、商工会議所、農業団体、ボランティア団体など15団体(5回)	議員定数と報酬
8	ニセコ町議会	1回		町民	公共施設の整備について
9	由仁町議会	3回		町民	地域課題
10	北竜町議会	3回	有	北竜町職員労働組合	労働環境の問題点について
				町内会長	地域における懸案事項について
				JAきちそらち役職員	農業政策課題について
11	鷹栖町議会	5回	有	各地区(住民センター)	地域の課題とまちづくりについて
12	占冠村議会	1回	有	全村民	高齢者福祉施設について
13	和寒町議会	1回	無	老人大学	議員定数について 他
14	幌延町議会	1回	有	社会福祉法人 幌延福祉会	福祉施設の運営について
15	美幌町議会	2回	無	制限なし(誰でも)	議会に求めるもの
16	斜里町議会	1回	有	斜里町自治会連合会	エコクリーンセンターの課題対応
17	訓子府町議会	3回	無	老人クラブ連合会役員	高齢者施策について
				商工会役員	商工業の振興対策及びまちの活性化について
				JAきたみらい訓子府地区役員	本町の農業の現状と課題及び農業振興策について
18	豊浦町議会	6回	無	まちづくりを考える会	議会基本条例にかかる意見交換会
				町民(4会場)	議会への意見調整への提言等直接聴取
				自治連合会	まちづくりビジョンについて
19	白老町議会	6回	有	町内会(一般町民)	議会活動・町政全般
				産業経済団体(水産加工業)	水産加工業の現状と課題
				産業経済団体(建設業)	建設業の現状と課題
				産業経済団体(商工業)	商工業の現状と課題
				公共施設指定管理団体	施設の利用状況、自主事業の状況等
				医療福祉団体	訪問看護の現状と課題
20	厚真町議会	1回	無	町内在学小学生	子ども未来議会・まちづくりに対する提案
21	安平町議会	1回	有	町民	議会報告および懇談会
22	むかわ町議会	3回	無	建設協会	地域経済の振興について
				協同組合	PFI活用の住宅制度
23	えりも町議会	9回		町内の字別(9地区)	えりも町の新年度予算・事業について
24	新得町議会	1回	有	建設・商工・農業・女性ほか	福祉、教育、議会活動など
25	芽室町議会	12回	有	町民全般	庁舎建設など5項目
				商工会青年部	商業政策全般
				農協青年部 など	農業政策全般
26	幕別町議会	3回	有	幕別高等学校、江陵高等学校	高校教育の現状について
				幕別町商工会	経済の活性化等について
27	足寄町議会	4回	無	全住民(4箇所)	町政全般
28	陸別町議会	2回	有	社会福祉法人	福祉政策
				商工会	商業活性化
29	浦幌町議会	3回	有	議会モニター会議	
30	鶴居村議会	1回	無	商工・観光団体	鶴居村の今後と商工観光について

(注) フォロー有無は住民との対話により出された課題を議会で議論されているか(有無)を確認しております。

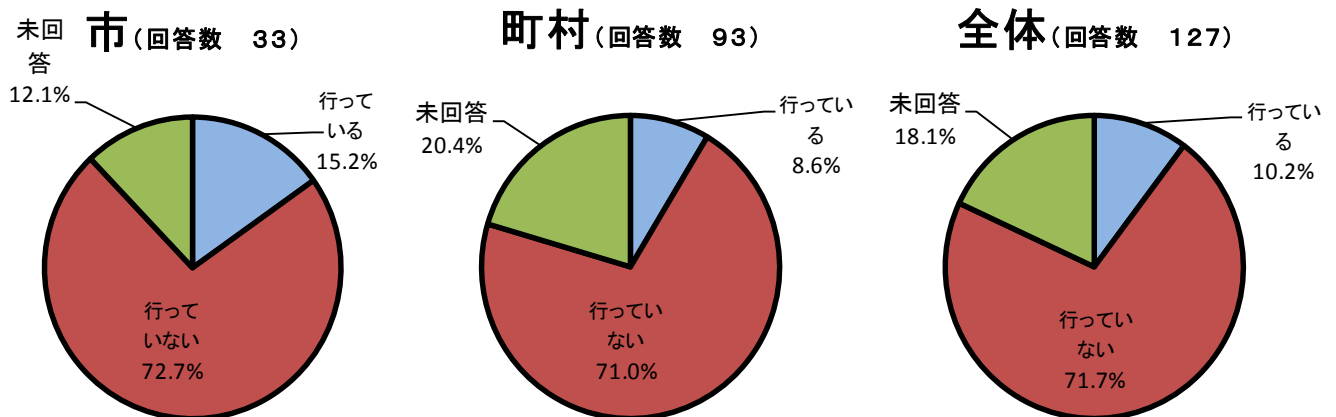
Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問3 補足設問3 議会主催による住民へのアンケート調査

H25. 4～26. 3の期間、議会主催による住民へのアンケート調査を行いました。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
					比率			比率		
1	行っている		5	小樽市、釧路市 名寄市、千歳市 登別市	15.2%	8	余市町、栗山町 上川町、美幌町 音更町、芽室町 幕別町、中標津町	8.6%	13	10.2%
2	行っていない	1	24		72.7%	66		71.0%	91	71.7%
3	未回答		4		12.1%	19		20.4%	23	18.1%
回答数 計		1	33		100.0%	93		100.0%	127	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

アンケート実施の具体例としては、以下のようなものがあった。

小樽市：市民と語る会・議会活動と議員定数に関するフォーラム

釧路市：議会報告会出席者を対象に議会報告会に関するアンケート

名寄市：議会全般

千歳市：議会改革に係る市民の声の集約

登別市：「議会フォーラム」参加者対象のアンケート

余市町：議会改革・活性化を目的として傍聴者に対し実施

栗山町：議員定数と報酬に対するパブリックコメント

上川町：上川町議会に対する町民アンケート

美幌町：議会報告会、意見交換会について、議会に期待すること

音更町：議員定数等に関するアンケート

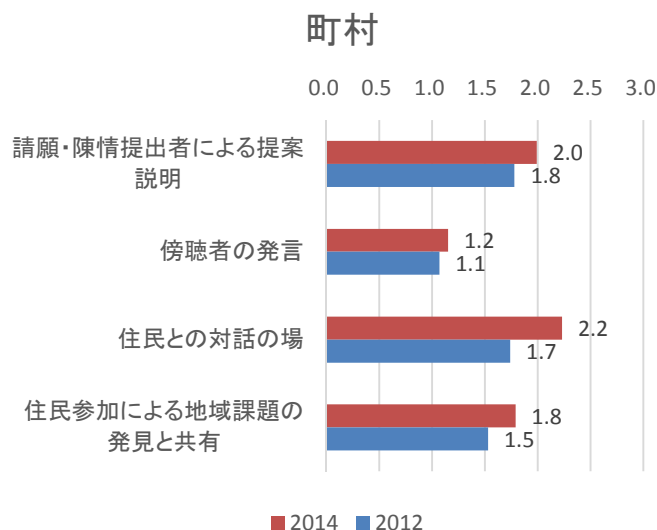
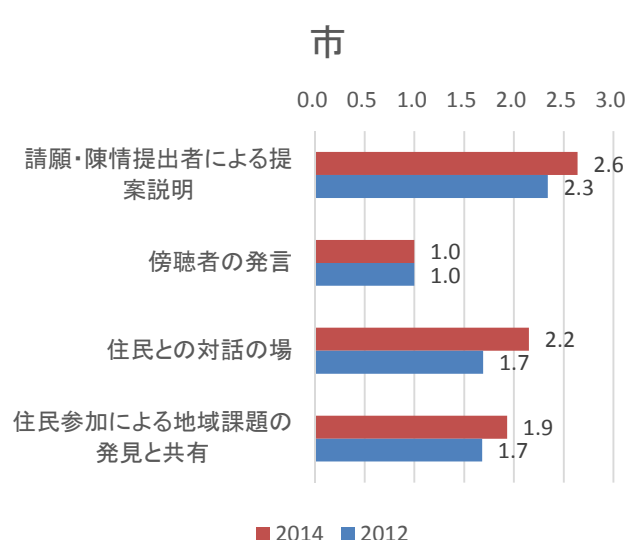
幕別町：議会報告会に対するアンケート調査

中標津町：議会改革の検討に関する町民アンケート、
議会報告会出席者を対象に議会報告会に関するアンケート

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有(まとめ)

項目		請願・陳情提出者による提案説明	傍聴者の発言	住民との対話の場	住民参加による地域課題の発見と共有
市	2014	2.6	1.0	2.2	1.9
	2012	2.3	1.0	1.7	1.7
町村	2014	2.0	1.2	2.2	1.8
	2012	1.8	1.1	1.8	1.5

(注)評価指標の評価
 1は「可能性が低い」
 2は「可能性はある」
 3は「裁量・申し合わせにより実現している」
 4・5は「条例・規則により実現している」



住民参加による地域課題の発見と共有の方法・手段については、「請願・陳情者の直接説明」は市において平均2.6であることから可能性のあることを示している。「傍聴者の発言を認める」については、市は1.0であることから認める可能性が低いことを示している。「住民との対話」については、市・町村共通に2.2であることから可能性のあることを示している。

市議会においては、比較的参加意欲の高い住民の声を限定的に聴く傾向があり、請願・陳情者や特定団体のように、議会側のコントロールが効く手段となっている。一方、比較的参加意欲が低い町村議会においては、住民の声を聴くためにはあらゆる手段を通じて行い、参加を限定しない方法が採られている。その典型が傍聴者の発言を認めることである。

今回は、3つの方法・手段を通じ分析を行ったが、住民・団体との対話の場を多く持ち、住民の中の課題やまち全体の中長期的課題を議会側から住民に投げかけることによる、本格的対話になっていくことが重要ではないか。ジィ移民ゅう

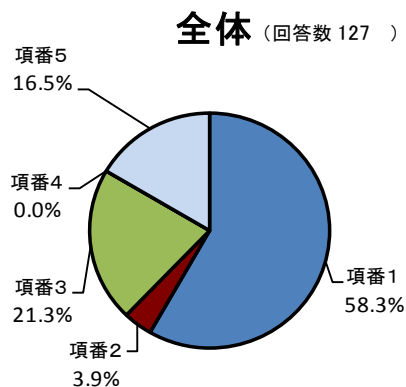
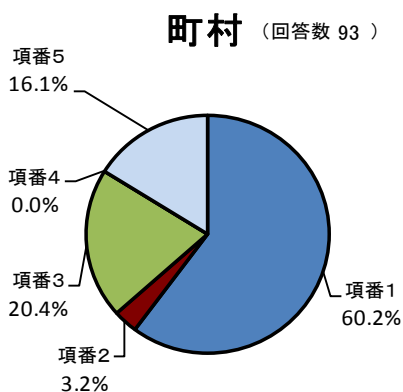
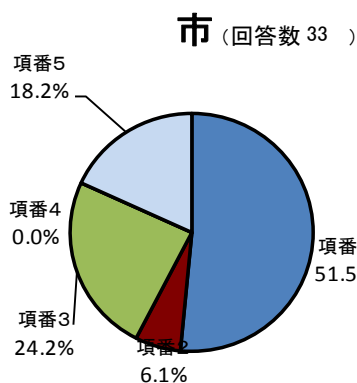
Ⅳ. 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

本会議又は委員会において、首長側提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	行っていない	1	17		51.5%	56		60.2%	74	58.3%	104 (63.8%)
2	検討中		2		6.1%	3		3.2%	5	3.9%	11 (6.8%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、自由討議を行っている		8	函館市、旭川市 網走市、赤平市 富良野市、恵庭市 北広島市、 石狩市	24.2%	19		20.4%	27	21.3%	33 (20.2%)
4	条例規則の規定に基づき自由討議を行っているが、原則として議事録には残していない		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%	0 (0.0%)
5	条例規則の規定に基づき自由討議を行い、原則として議事録に残している		6	帯広市、江別市、士別市、名寄市、根室市、登別市	18.2%	15	福島町、七飯町 八雲町、栗山町 北竜町、和寒町 美幌町、斜里町 豊浦町、白老町 清水町、芽室町 幕別町、足寄町 浦幌町	16.1%	21	16.5%	15 (9.2%)
回答数 計		1	33		100.0%	93		100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

「首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3～5)は、2012年調査では48議会(29.4%)であったが、2014年調査では48議会(37.8%)であった。2012年調査との比較で見ると、項番5の条例規則による議会が、15議会から21議会と増加しており、「議員間の自由討議」が議会に浸透してきていることがうかがえる。

自由討議が行われている議会は、市議会が14議会(42.4%)、町村が34議会(36.5%)と市議会での方が自由討議が行われているという結果であった。

議員間の自由な討議は当然のことであるが、それを具体化させる仕組み(議案の修正)と討議内容を広報する仕組み(議会中継・議会広報等)がなければ、形式的になる。

実際、補足設問1・2の首長提出案に対する議会が否決、修正後可決が1件が1議会、または、議員修正案の提出件数と可決件数が1件が3議会、3件以上が1議会と、議員間の自由討議が行われているという比率から見ると、少ない結果であった。

問4 補足設問1

H25.4～26.3の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。

①議会によって否決された議案の件数

件数	道	市		町村			全体	比率	
		自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
0件	1	30		96.8%	81		92.0%	112	93.3%
1件		1	札幌市	3.2%	5	松前町、福島町 長万部町、余市町、愛別町	5.7%	6	5.0%
2件		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
3件以上		0		0.0%	2	中頓別町、豊富町	2.3%	2	1.7%
回答数 計	1	31		100.0%	88		100.0%	120	100.0%

回答数=120

②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案の件数

件数	道	市		町村			全体	比率	
		自治体議会名	比率		自治体議会名	比率			
0件	1	30		100.0%	84		98.8%	115	99.1%
1件		0		0.0%	1	福島町	1.2%	1	0.9%
2件		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
3件以上		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	30		100.0%	85		100.0%	116	100.0%

回答数=116

問4 補足設問2

H25.4～26.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数

件数	道	市			町村			全体	比率
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率		
0件	1	26		83.9%	81		92.0%	108	90.0%
1件		4	小樽市、帯広市、 苫小牧市、名寄市	12.9%	6	松前町、沼田町 上富良野町、羽 幌町、湧別町、清 水町	6.8%	10	8.4%
2件		0		0.0%	1	福島町	1.2%	1	0.8%
3件以上		1	芦別市	3.2%	0		0.0%	1	0.8%
回答数 計	1	31		100.0%	88		100.0%	120	100.0%

回答数=120

②可決された修正案の件数

件数	道	市			町村			全体	比率
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率		
0件	1	29		96.7%	81		96.4%	111	96.5%
1件		0		0.0%	3	松前町、上富良 野町、湧別町	3.6%	3	2.6%
2件		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
3件以上		1	芦別市	3.3%	0		0.0%	1	0.9%
回答数 計	1	30		100.0%	84		100.0%	115	100.0%

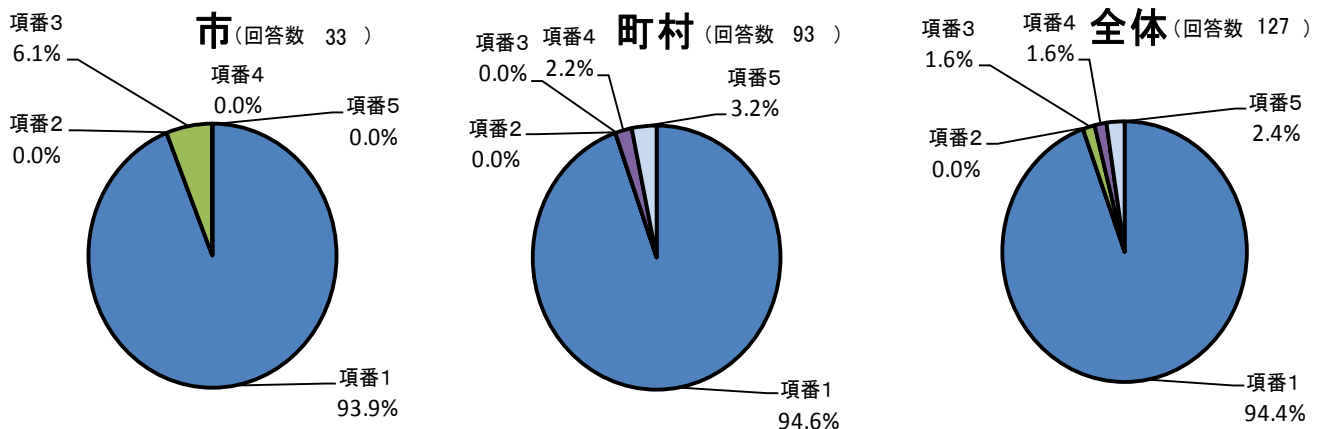
回答数=115

問5 調査機関又は附属機関の設置

調査機関又は附属機関を設置しての調査検討等を、議会として行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率	2012年 調査結果
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率			
1	設置していない	1	31		93.9%	88		94.6%	120	94.4%	154 (94.5%)
2	検討中		0			0		0.0%	0	0.0%	6 (3.7%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		2	旭川市、千歳市	6.1%	0		0.0%	2	1.6%	0 (0.0%)
4	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含まない)を設置している		0			2	利尻町、幕別町	2.2%	2	1.6%	0 (0.0%)
5	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含む)を設置している		0			3	福島町、芽室町、浦幌町	3.2%	3	2.4%	3 (1.8%)
回答数 計		1	33		100.0%	93		100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

調査機関又は附属機関の設置については、設置している議会(項番3～5)は、2012年調査では3議会(1.8%)で、2014年調査では7議会(5.6%)であった。2012年調査での設置はすべて町村議会、市議会では0議会であった。議員数が少ない議会では調査機関又は附属機関の設置ができないのではないかと考えていたが、その予想に反し、2014年調査では、比較的大人数で、会派のある市議会議会の旭川市議会(36人)、千歳市議会(25人)の2市議会での設置が確認できたことは、議員の人数等には関係がないことを表している。

しかし、北海道議会や札幌市議会のような課題が多いと思われる都市部議会での調査機関又は附属機関の設置がほとんど行われていない。調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決できるかである。最近は課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、中立・客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながると思う。

(注) ()は議員数

問5 補足設問1～3

補足設問1 H25.4～26.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を行った自治体

なし

補足設問2 H25.4～26.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行った実績

①公聴会

議会名	回答議会数	実施議会数	実績(回)	公聴会実施議会比率
道	1	0	0	0.0%
市	33	0	0	0.0%
町村	93	1	2	1.1%
計	127	1	2	0.8%

②参考人

議会名	回答議会数	実施議会数	実績(回)	参考人招致実施議会比率
道	1	0	0	0.0%
市	33	0	0	0.0%
町村	93	6	7	6.5%
計	127	6	7	4.7%

【参考人招致実績】

議会名	内 容
芽室町	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書 年金2.5%の削減中止を求める意見書

【参考人招致実績】

議会名	内 容
長万部町	請願審査特別委員会
栗山町	議員定数と報酬
中頓別町	常任委員会所管事務調査
斜里町	総合計画審査
白老町	小学校統廃合に伴うPTA役員の招致など(2件)
厚真町	産業建設常任委員会においてJA職員を招致

補足設問3 H25.4～26.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案の件数

議会名	回答議会数	提出議会数	件数	可決数	議員提案の議会比率
道	1	0	0	0	0.0%
市	33	5	8	3	15.2%
町村	93	4	4	4	4.3%
計	127	9	12	7	7.1%

【議員等提案条例の実績】

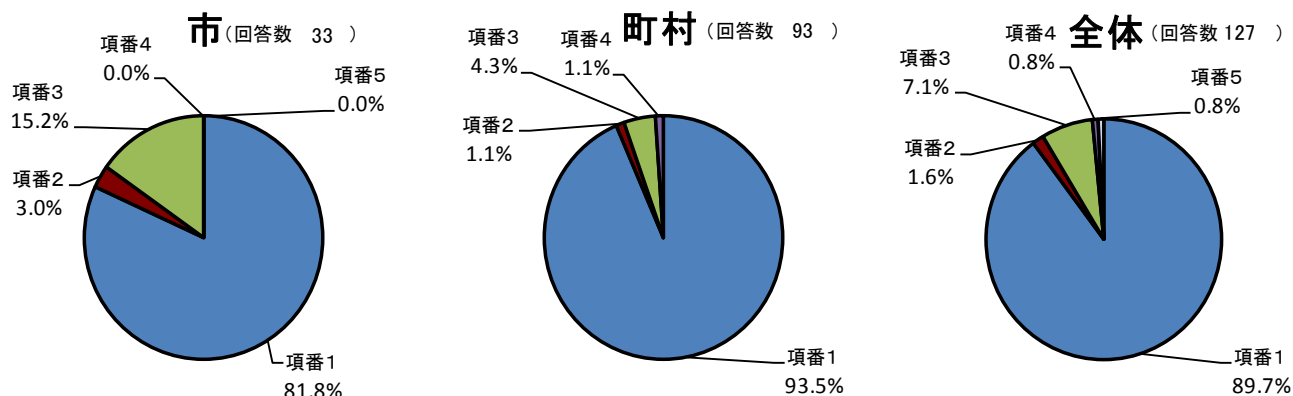
議会名	条例案	議決態様
札幌市	札幌市公契約条例案	否決
小樽市	小樽市非核港湾条例案(他3案)	否決
芦別市	芦別市再生可能エネルギー利用促進条例の制定	可決
登別市	登別市中小企業地域経済振興基本条例の制定について	可決
北広島市	北広島市資源ごみ等持ち去り防止に関する条例	可決
厚沢部町	厚沢部町議会の議員の定数を定める条例	可決
羽幌町	羽幌町の地域医療を守る条例	可決
美幌町	美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		27			81.8%	87			93.5%	114	89.7%	149 (91.4%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		1	江別市		3.0%	1	浦幌町		1.1%	2	1.6%	6 (3.7%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		5	札幌市、小樽市 旭川市、苫小牧市、千歳市		15.2%	4	福島町、余市町 苫前町、広尾町		4.3%	9	7.1%	6 (3.7%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0				1	栗山町		1.1%	1	0.8%	1 (0.6%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	0				0				1	0.8%	1 (0.6%)
回答数 計		1	33			100.0%	93			100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3～5)は、2012年調査では8議会(4.9%)、2014年調査では11議会(8.7%)であった。2012年調査と比較し、調査等担当職員配置をしている議会が増えている。

2014年調査で調査等担当職員を配置している議会は北海道議会(1.5人)のほか、市では札幌市議会(1.9人)、小樽市議会(2.5人)、旭川市議会(1.7人)、苫小牧市議会(2.5人)、千歳市議会(2.8人)、町村では栗山町議会(4.3人)、福島町議会(3.4人)、余市町議会(3.0人)、苫前町議会(1.6人)、広尾町議会(4.3人)であった。

1職員当たりの議員数の平均が市議会では3.3人、町村議会では4.8人であったが、調査等担当職員を配置している議会は平均以下であった。

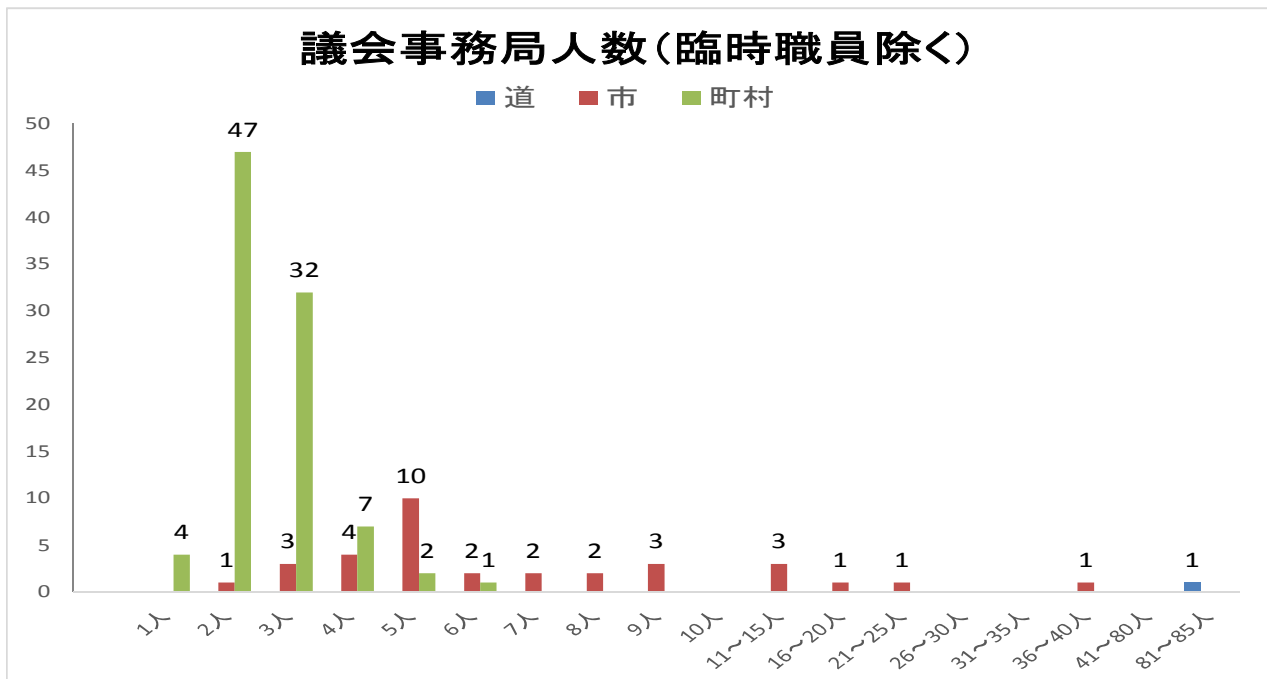
1職員当たりの担当議員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、議会事務局職員の削減が挙げられているが、議会事務局職員の削減は議会の力を弱めることにつながるため、削減には慎重であるべきではないか。

問6 補足設問 ①議会事務局の人数等

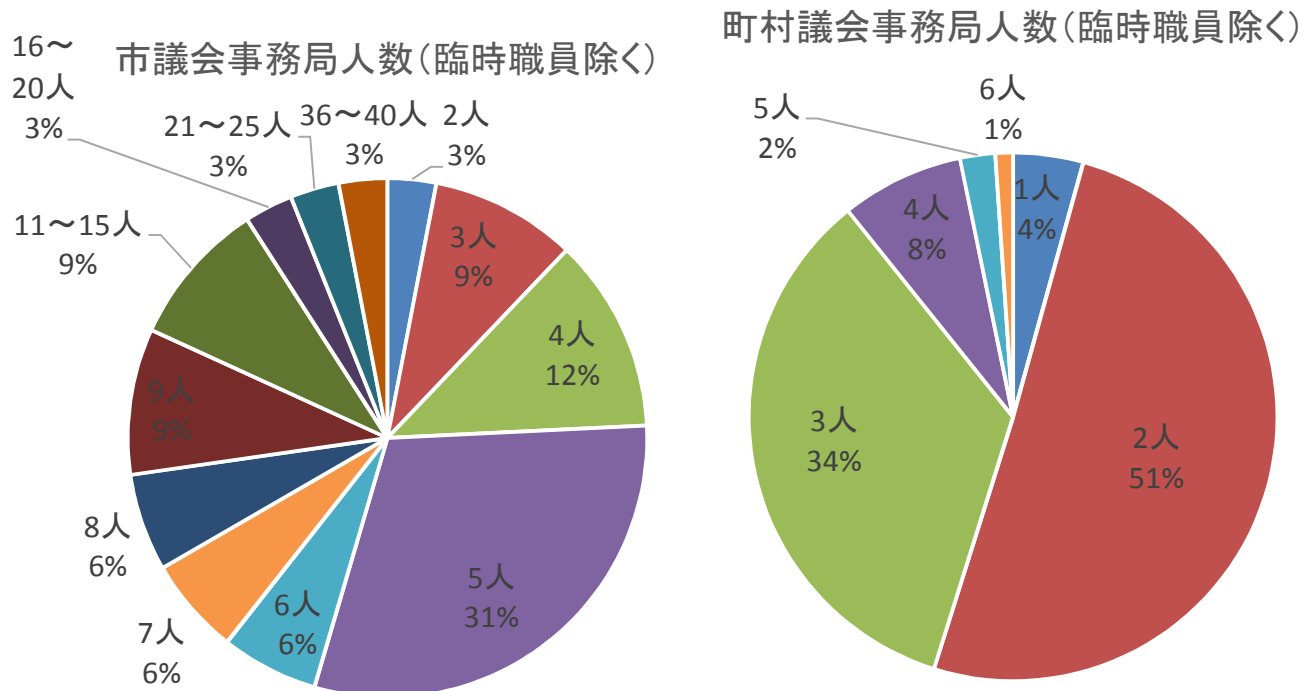
議会事務局職員数	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1人		0	0.0%	4	4.3%	4	3.1%
2人		1	3.0%	47	50.5%	48	37.9%
3人		3	9.1%	32	34.3%	35	27.6%
4人		4	12.1%	7	7.5%	11	8.7%
5人		10	30.3%	2	2.2%	12	9.4%
6人		2	6.1%	1	1.1%	3	2.4%
7人		2	6.0%	0	0.0%	2	1.6%
8人		2	6.1%	0	0.0%	2	1.6%
9人		3	9.1%	0	0.0%	3	2.4%
10人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11～15人		3	9.1%	0	0.0%	3	2.4%
16～20人		1	3.0%	0	0.0%	1	0.8%
21～25人		1	3.0%	0	0.0%	1	0.8%
26～35人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
36～40人		1	3.0%	0	0.0%	1	0.8%
41～80人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
81～85人	1	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
回答数	1	33	100.0%	93	100.0%	127	100.0%

回答数=127

(注)議会事務局職員数は臨時職員を除いた数

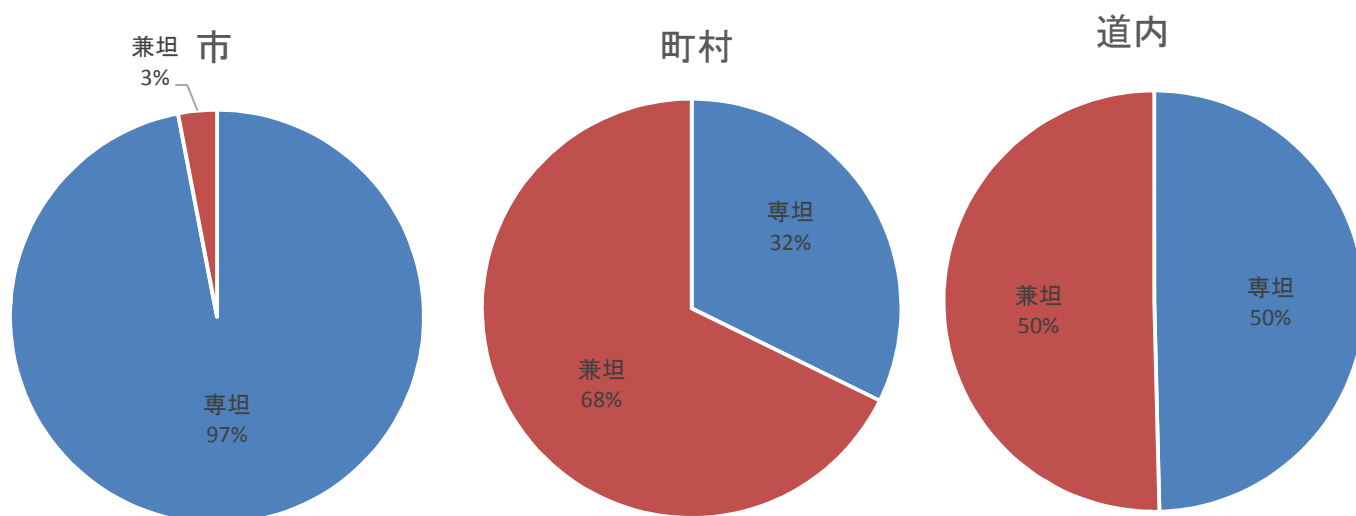


②市及び町村別議会事務局人数の比率(臨時職員除く)



③監査委員事務局等との兼担状況

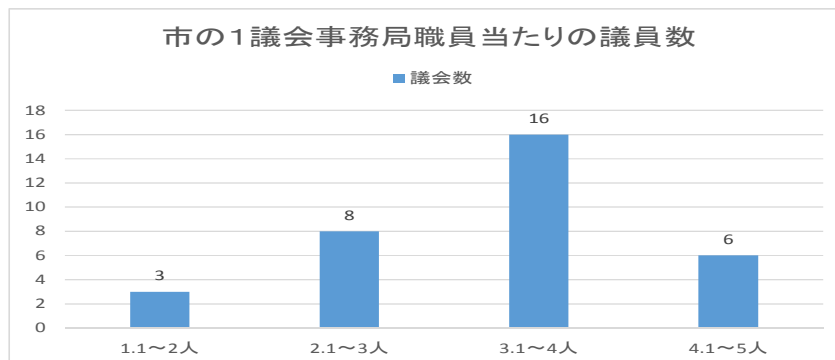
議会	専担	兼担	計
道	1	0	1
市	32	1	33
町村	30	63	93
計	63	64	127



④議会事務局職員1人当たりの議員数(臨時職員除く)

ア. 市の場合

議員数	議会数
1.1～2人	3
2.1～3人	8
3.1～4人	16
4.1～5人	6
計	33
平均値	3.3人



市の上位5議会

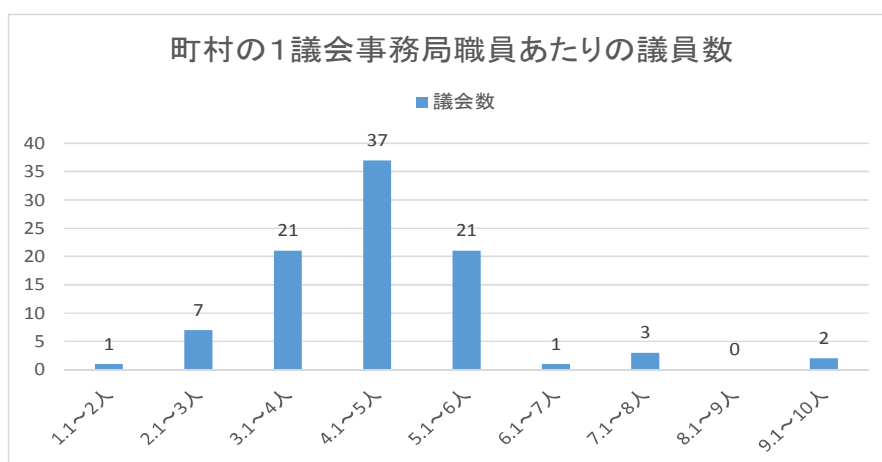
NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	旭川市	1.7人
2	札幌市	1.9人
3	函館市	1.9人
4	小樽市	2.5人
5	苫小牧市	2.5人
参考	北海道	1.5人

市の下位6議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	名寄市	5.0人
2	北広島市	4.4人
3	石狩市	4.4人
4	士別市	4.3人
5	登別市	4.2人
6	恵庭市	4.2人

イ. 町村の場合

議員数	議会数
1.1～2人	1
2.1～3人	7
3.1～4人	21
4.1～5人	37
5.1～6人	21
6.1～7人	1
7.1～8人	3
8.1～9人	0
9.1～10人	2
計	93
平均値	4.8人



町村の上位8議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	苫前町	1.6人
2	厚真町	2.2人
3	北竜町	2.7人
4	西興部村	2.7人
5	余市町	3.0人
6	秩父別町	3.0人
7	東川町	3.0人
8	豊頃町	3.0人

町村の下位6議会

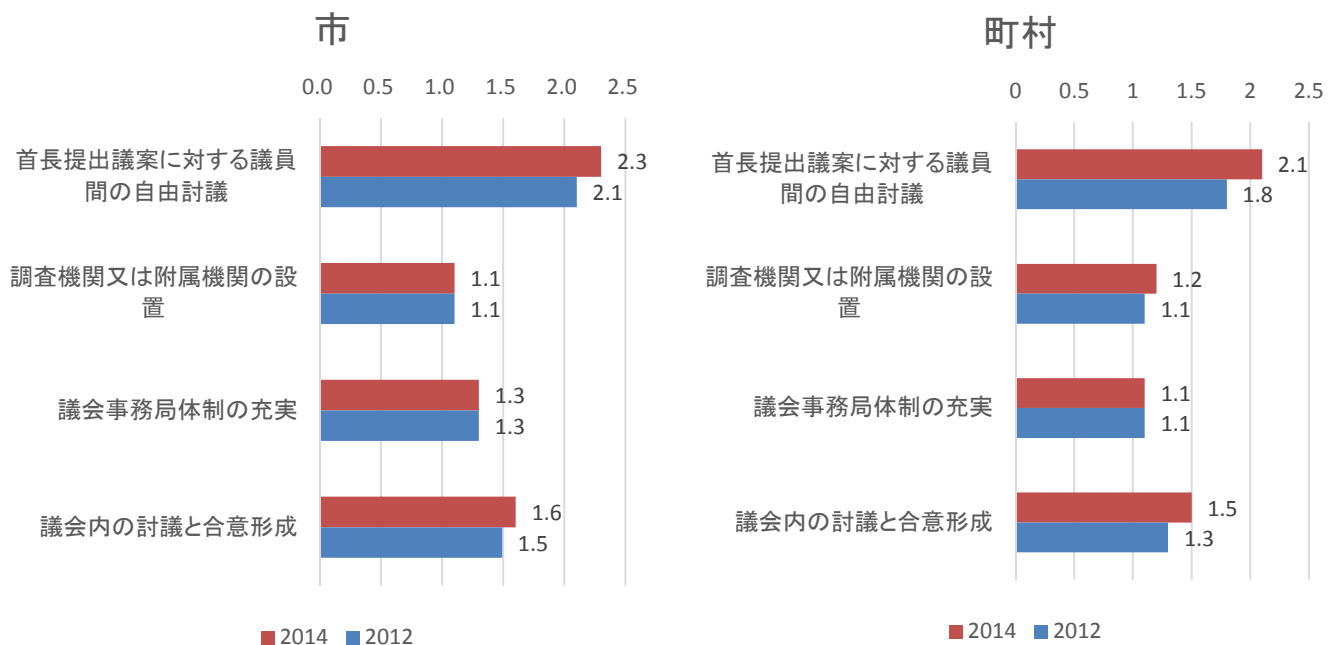
NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	二セコ町	10.0人
2	津別町	10.0人
3	神恵内村	8.0人
4	赤井川村	8.0人
5	むかわ町	8.0人
6	湧別町	6.5人

⑤議会事務局の課題

議会名	専兼坦	議会事務局の課題
小樽市	専坦	会議録の作成において、独特の用字があり、職員の育成に一定の時間がかかるが、慣れたころ人事異動となる。
釧路市	専坦	多様な考えを持っている議員をサポートするには、多くの経験と知識が要求されるが、人事ローテーションとの関係から、職員の在職期間が短くなる傾向があり、先例の把握、政策法務や調査事務能力の取得が難しくなっている。
北見市	専坦	現行の体制のままどのように法制事務の強化を図るか。
留萌市	専坦	法務担当職員の配置が望まれているが、市における専任の職員がいないため、兼任も出来ない状況にある。
赤平市	専坦	少人数のため、様々な雑務に追われ、積極的な議員サポート体制がとれない。
千歳市	専坦	議会運営等に係る危機管理
深川市	専坦	会議録作成に時間を取られ、政策的な業務に裂く時間が制限されている。
富良野市	専坦	議員定数が現在より多い時から5人のため、職員数の削減を首長から求められており、定数維持が課題
福島町	兼坦	平成27年4月より正職員1名の減が計画されており、現在の議会活動を支えるうえでは厳しい体制となる。会議録調整も議会運営委員会以外全ての会議を対象としているため、作成範囲の縮小等が必要となる。また、監査委員事務局を兼任しているため、6～9月までが特に繁忙期となる。
ニセコ町	兼坦	慣例に従う受身的な議会を見直し、自由度を高めるための議員の多様な要望を支援できるよう努める。
留寿都村	専坦	議会活動、議員活動を活発にすることができるよう配慮する。
仁木町	兼坦	法務担当及び調査担当の配置について
栗山町	専坦	議会事務局職員の資質の向上と執行機関からの独立性の確保
占冠村	兼坦	監査委員事務局への専任配置
訓子府町	兼坦	議員への政策提案の助言など専門的知識の習得
遠軽町	専坦	情報公開に関して、議会、各委員会のネット中継について
西興部村	兼坦	議事録作成についてテープ起こしを事務局が行っているが、機械が古いこともあり時間がかかることと、カセットテープの生産が無いことから早急な設備改修を要する時期となっている。
豊浦町	兼坦	PHの積極的活用
清水町	兼坦	各会議等の会議録とホームページ等の情報公開システムの外部委託について
芽室町	専坦	人員が少数であり、専門性には欠ける面はある。

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成(まとめ)

項目		首長提出議案に対する議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	議会内の討議と合意形成
市	2014	2.3	1.1	1.3	1.6
	2012	2.1	1.1	1.3	1.5
町村	2014	2.1	1.2	1.1	1.5
	2012	1.8	1.1	1.1	1.3



議会内の討議と合意形成については、「議員間の自由な討議」が重要であるが、町村においても2(可能性がある)のレベルであり、議員間の自由な討議が必要という価値観の共有がされつつある。「調査機関又は附属機関の設置」については、市及び町村においては1(可能性が低い)のレベルであることから設置が一般化されていない。「議会事務局体制の充実」については、1(可能性が低い)のレベルであることから改善の可能性がうかがえない。

今回は、3つの項目を通じ議員間討議とそれを支える仕組みの分析を行ったが、議員間の自由な討議の必要性を共有しつつあるが実現レベル(レベル3)にまでは達していない。討議を活発化させるための短期的・中長期的課題の発見を支援する調査機関又は附属機関の設置はほとんど理解されていない。議会が首長からの提案がされてから議論をするという受け身の機関を脱するという動機付けが乏しい。議員間の討議の潤滑剤としての議会事務局の充実についても理解が進んでいない。特に、危惧されることは、議会事務局職員の削減が課題として挙げられている。これは議会そのものの力を削ぐことに直結しており、議員一人一人が反対であるとの共通認識が必要である。ジイ移民ゆう

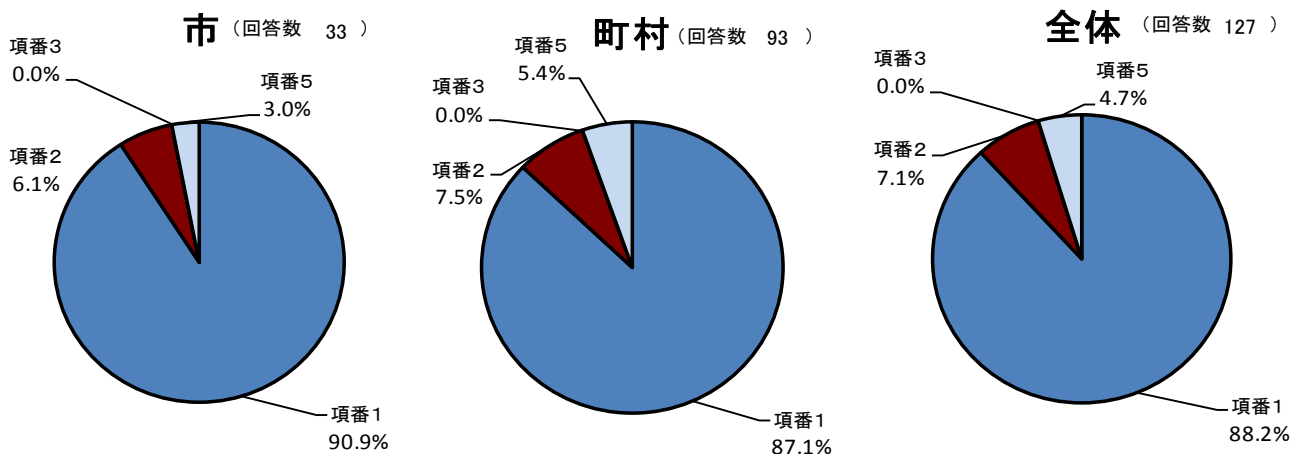
V. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	実施していない	1	30			90.9%	81			87.1%	112	88.2%	147 (90.2%)
2	実施について検討中		2	北見市、登別市		6.1%	7	七飯町、南幌町 由仁町、利尻町 斜里町、遠軽町 陸別町		7.5%	9	7.1%	11 (6.7%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0			0.0%	0			0.0%	0	0.0%	1 (0.6%)
4													
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		1	根室市		3.0%	5	福島町、森町 豊浦町、白老町 芽室町		5.4%	6	4.7%	4 (2.5%)
回答数 計		1	33			100.0%	93			100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

通年議会を実施している議会(項番3～5)は、2012年調査では5議会(3.1%)、2014年調査では6議会(4.7%)と微増ではあるが確実に実施議会が増えている。2012年調査では、市議会はどこも実施していなかったが、2014年調査では根室市議会が始めたことは、今後、市議会から実施する議会が出るかもしれない。

通年議会の根拠規定については、

①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施は、根室市、福島町、白老町であった。

②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施は、森町、豊浦町、芽室町であった。

今後、議会の価値を高める手段として通年議会は実施に値する。実施している議会議員の努力に敬意を表したい。

(参考)福島町議会基本条例

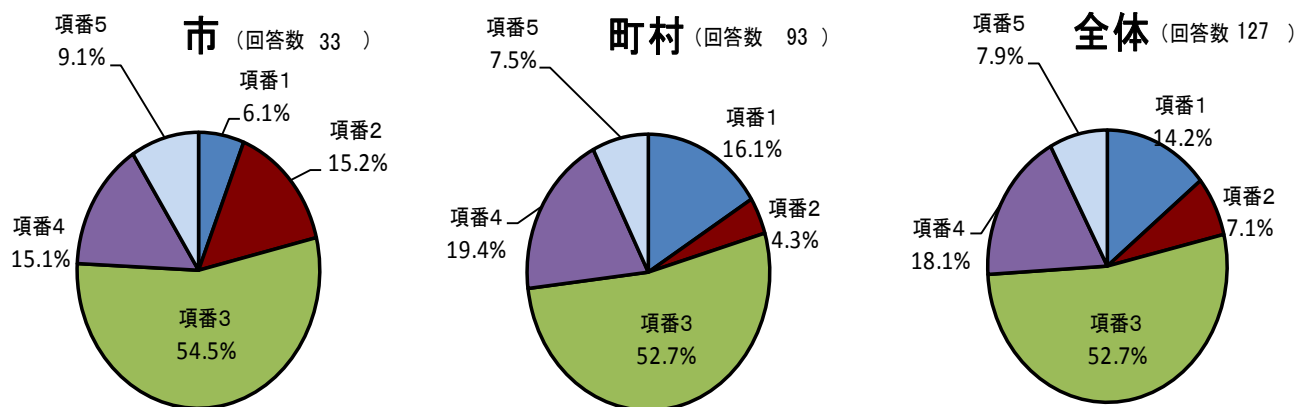
(通年議会) 第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	導入していない	1	2		6.1%	15		16.1%	18	14.2%	38 (23.3%)
2	導入を検討中		5		15.2%	4		4.3%	9	7.1%	17 (10.4%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、一問一答方式を導入している		18		54.5%	49		52.7%	67	52.7%	87 (53.4%)
4	条例規則の規定に基づき、一般質問又は代表質問のいずれかで導入している		5	旭川市、釧路市 帯広市、三笠市 登別市	15.1%	18		19.4%	23	18.1%	9 (5.5%)
5	条例規則の規定に基づき、一般質問及び代表質問で導入している		3	士別市、名寄市 根室市	9.1%	7	今金町、占冠村 美幌町、遠軽町 芽室町、足寄町 白糠町	7.5%	10	7.9%	12 (7.4%)
回答数 計		1	33		100.0%	93		100.0%	127		163

【グラフデータ】



【コメント】

一問一答方式を実施している(項番3～5)は、2012年調査では108議会(66.3%)、2014年調査では 100 議会(78.7%)と一問一答方式を実施している議会が増加していることがわかる。

一問一答方式を実施していない議会には、会派や議員数の多い議会が多い。一問一答方式による質疑は首長と議員の論点・争点が明らかになることから議会の存在を高める。質問と答弁が噛み合わない議会は議会の存在を否定していると思えない。

このうち条例規則に基づき実施している議会(項番4・5)は、2012年調査では21議会(12.9%)、2014年調査では33議会(26%)と増加傾向が確認できる。

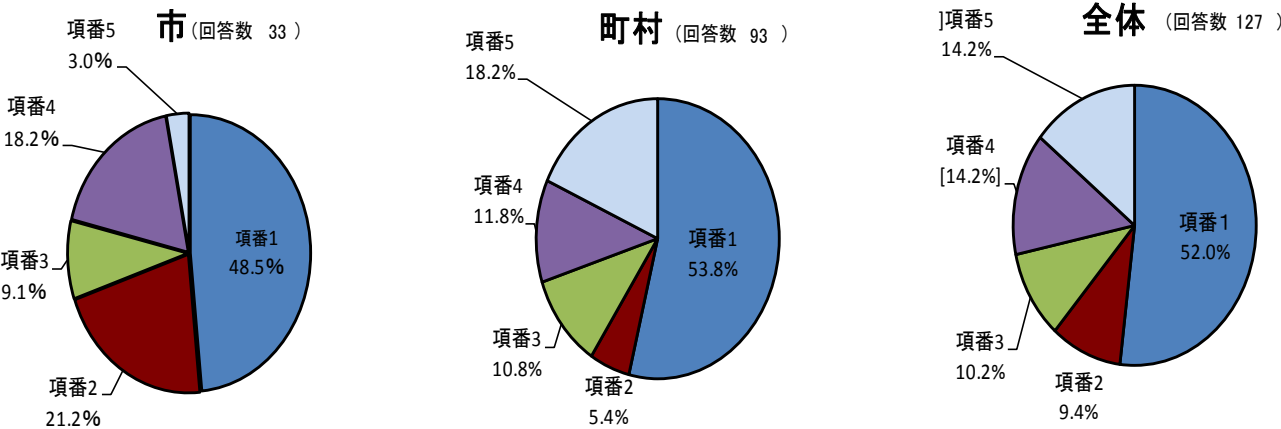
問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問を認めていますか。

項番	内 容	道	市	市				町村	町村				全体	比率	2012年調査結果
				比率	実績あり	自治体議会名	実績なし		比率	実績あり	自治体議会名	実績なし			
1	認めていない		16	48.5%			16	50	53.8%			50	66	52.0%	93 (57.0%)
2	検討中		7	21.2%			7	5	5.4%			5	12	9.4%	25 (15.3%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問を認めている		3	9.1%	0		3	10	10.8%	1	上ノ国町、	9	13	10.2%	13 (8.0%)
4	条例規則の規定に基づき、内容を限定して、反問を認めている	1	6	18.2%	2	江別市、根室市	4	11	11.8%	1	当麻町、	10	18	14.2%	13 (8.0%)
5	条例規則の規定に基づき、内容を限定せず、反問を認めている		1	3.0%	0		1	17	18.2%	3	栗山町、芽室町 足寄町	14	18	14.2%	19 (11.7%)
回答数 計		1	33	100.0%	2		31	93	100.0%	5		88	127	100.0%	163

(注)「実施あり」… 項番3～5を選択した自治体において、H25.4～26.3の期間、反問実績があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

反問権を認めている議会(項番3～5)は、2012年調査では45議会(27.7%)、2014年調査では49議会(38.6%)であった。反問権という仕組みを導入している49議会のうちH25.4～H26.3の期間、実際に反問権を行使した議会は7議会(5.5%)となっている。反問権があることで、議論に緊張感が生まれ、効果的質疑になる。しかし、2/3の議会で反問権を認めていない。反問権を認めることは議員が勉強することに通じることであり、議員の資質向上につながる。

具体的に反問権を行使した7事例を見ると、「質問内容の確認」が5例もあり、反問権行使が慣れていない事例ではないか。残りの上ノ国町、栗山町の2例は反問権行使に値する事例である。このような緊張感を感じさせる質疑こそ議会の存在意義を高める。これから反問権導入と行使の比率が高まることを期待したい。

議会名	反問行使内容
江別市	趣旨確認
根室市	議員の質問の趣旨が不明のため反問した例
上ノ国町	質問～他市町村では人口減歯止め対策として国の事業などを導入しています。今議会へ新規就業助成対策を提案しましたが、思い切った施策をすべきと思うが。 答弁～人口減は大変難しい問題であり、ここに住んでいる方が住み続けることが必要と考えていることから、雇用確保策として、製造業・小売業等設備投資助成事業を実施します。 再質問～国に働きかけて事業振興するべきと思うが。 反問～町内で雇用している企業支援のために、提案しています。思い切った施策とは具体的に人口減を食い止める支援策を聞きたい。また、一企業〇〇万円の補助が少ないということでありますので、議員が考えている補助はいくらか。
栗山町	H25.6 一般質問 首長：街路整備事業の早期着工のため議員自らその期成会に入る考えは？ H26.3 一般質問 首長：議員が今まで参加した研修の成果は？
当麻町	論点等内容の確認
芽室町	質問に対する確認の反問である。
足寄町	質問内容の確認

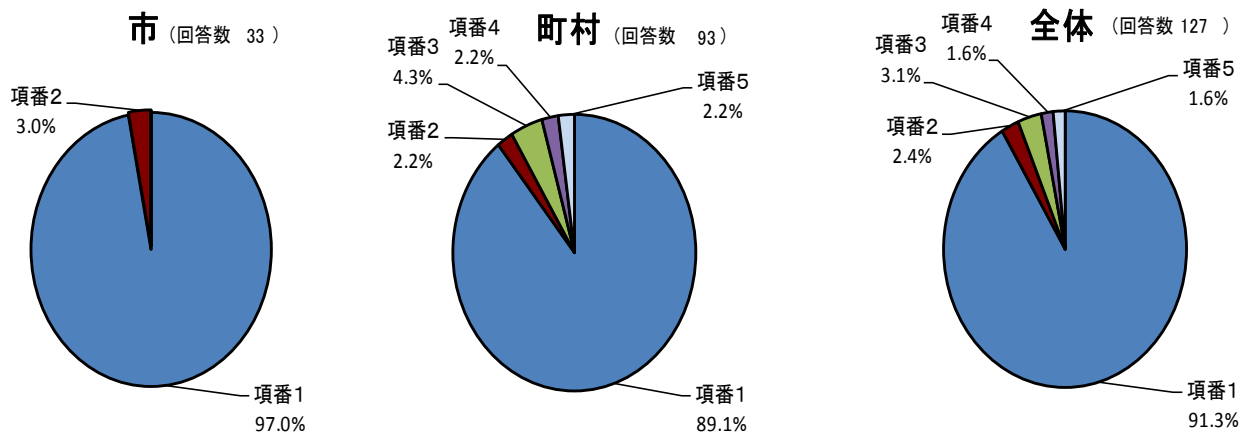
問10 議会と執行部間の政策討論の場

重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深め、政策形成を図ることを目的とした政策討論会などを開催していますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率	2012年 調査結果
				比率	公開あり	自治体議会名	公開なし		比率	公開あり	自治体議会名	公開なし			
1	開催していない	1	32	97.0%				83	89.1%				116	91.3%	148 (90.8%)
2	開催を検討中		1	3.0%				2	2.2%				3	2.4%	3 (1.8%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討論会を開催している。		0	0.0%			0	4	4.3%	1	福島町	3	4	3.1%	9 (5.6%)
4	条例規則の規定に基づき、政策討論会を開催している。しかし、議事録には残していない		0	0.0%			0	2	2.2%	1	えりも町	1	2	1.6%	1 (0.6%)
5	条例規則の規定に基づき、政策討論会を開催している。議事録に残している		0	0.0%			0	2	2.2%	2	豊浦町、芽室町	0	2	1.6%	2 (1.2%)
回答数 計		1	33	100.0%	0		0	93	100.0%	4		4	127	100.0%	163

(注)「公開あり」… 項番3～5を選択したもののうち、政策討論の場を原則公開としているもの。

【グラフデータ】



【コメント】

政策討論会の開催(項番3～5)については、2012年調査では12議会(7.4%)、2014年調査では8議会(6.3%)であった。

『政策討論会の内容』

●福島町議会

定例に再開する議会(3月、6月、9月、12月)や特別委員会等の開催前に、事務局が資料の内容や議論のポイントとなる点をまとめ、事前勉強会を開催しています。(参加は任意)

●沼田町議会

申し合わせにより、定期的に勉強会(議員セミナー)という形で実施

●利尻町議会

議員全員による協議会

●斜里町議会

会議規則第125条の規定による。名称:政策会議 開催実績:1回

●西興部村議会

住民懇談会の意見について、議会と首長等で予算措置などを具体的に討論した。

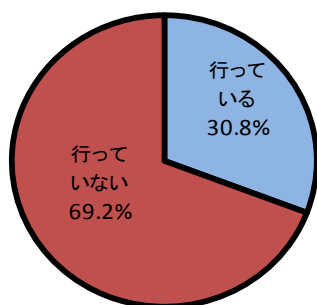
問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

H25. 4～26. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

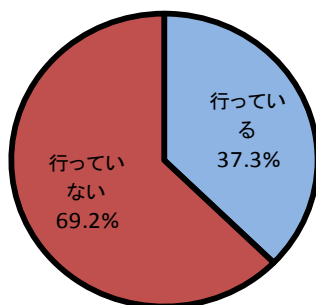
項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
					比率			比率		
1	行っている		8	旭川市、室蘭市 帯広市、網走市 苫小牧市、名寄市 千歳市、登別市	30.8%	28		37.3%	36	35.3%
2	行っていない	1	18		69.2%	47		62.7%	66	64.7%
回答数 計		1	26		100.0%	75		100.0%	102	100.0%

【グラフデータ】

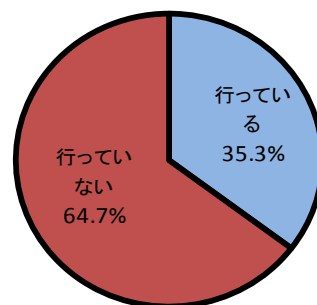
市（回答数 26）



町村（回答数 75）



全体（回答数 102）



議会主催による議員研修の内容

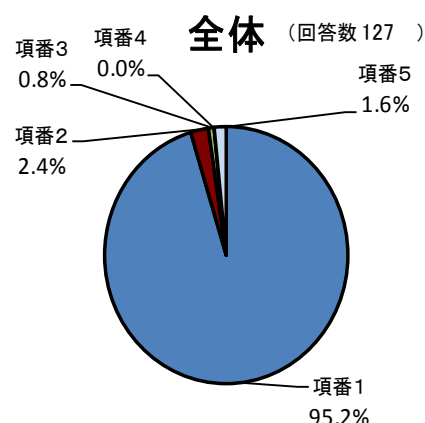
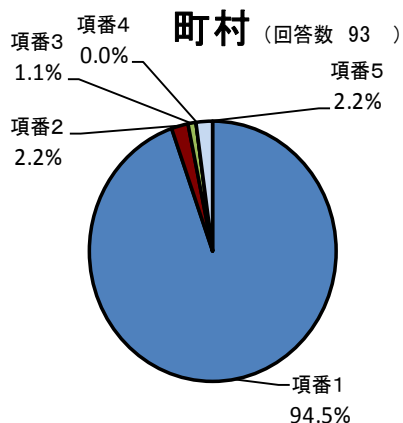
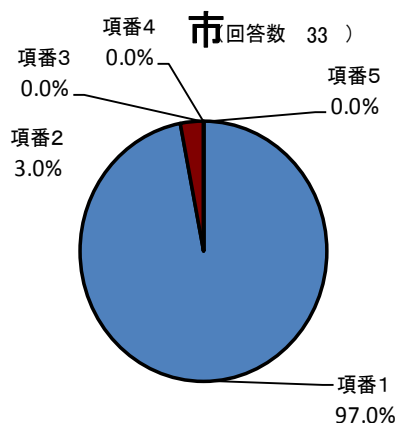
NO	議会名	議会主催による議員研修の内容
1	旭川市	講師による講演
2	室蘭市	地方分権の今後と自治体議会の役割
3	帯広市	議会を活性化！委員会中心主義と常任委員会のあり方
4	網走市	議会の権限と予算の審議について
5	苫小牧市	道南支部議員研修会
6	名寄市	名寄市における商工業の推移とこれから
7	千歳市	議会の役割等に係る基本講座
8	登別市	想定を超える災害にどう備えるか
9	新篠津村	過疎地におけるまちづくりについて
10	福島町	子どもたちの食を育てる
11	鹿部町	観光振興について等
12	八雲町	自治体病院経営健全化に関する研修等
13	上ノ国町	議会活性化
14	厚沢部町	メークイン等原原種の栽培、供給体制について
15	ニセコ町	・地方議会の制度と議会運営 ・ニセコ町の防災対策 ・役場庁舎再整備
16	南幌町	議会改革全般
17	奈井江町	TPP
18	栗山町	「全国に広がる議会改革」「新地方公会計制度について」
19	沼田町	自治体財政について
20	美瑛町	「地域振興の取組」について
21	占冠村	議会改革の課題について
22	猿払村	議会活性化の実戦と実践
23	津別町	住民、町、議員間などとの関係に関する研修
24	白老町	議会活性化、災害図上訓練
25	芽室町	政策形成、道州制、議員定数・報酬、水問題等14回開催
26	幕別町	議会活性化について
27	陸別町	電力会社との勉強会

問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となる組織的な取り組みにより、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	評価は行っていない	1	32			97.0%	88			94.5%	121	95.2%	158 (97.0%)
2	検討中		1	稚内市		3.0%	2	沼田町、白老町		2.2%	3	2.4%	3 (1.8%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、 政策評価、施策評価、事務事業 評価を行っている		0			0.0%	1	森町		1.1%	1	0.8%	1 (0.6%)
4	条例規則の規定に基づき、政策 評価、施策評価、事務事業評価 のいずれかを対象に行ってい る		0			0.0%	0			0.0%	0	0.0%	0 (0.0%)
5	条例規則の規定に基づき、政策 評価、施策評価、事務事業評価 のすべてを対象に行ってい る		0			0.0%	2	福島町、芽室町		2.2%	2	1.6%	1 (0.6%)
回答数 計		1	33			100.0%	93			100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3～5)は、2012年調査では2議会(森町議会、福島町議会)であったが、2014年調査では3議会(森町議会、福島町議会、芽室町議会)と1議会増加した。

行政評価がなかなか定着しない中で、議会が政策評価を行い、政策の論点・争点を明らかにする試みは議会の存在理由を高める重要な試みであり、議会の行う政策評価の手法の普及がこれから求められる。

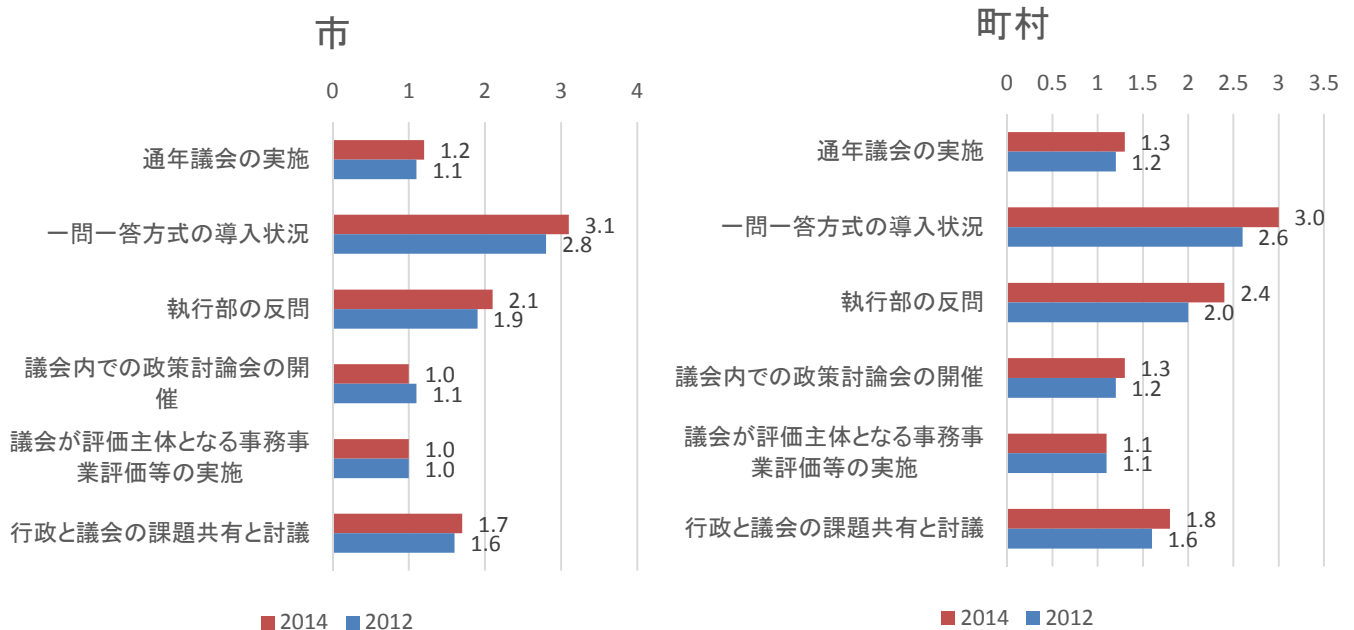
(参考) 芽室町議会基本条例

第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

V. 行政と議会の課題共有と討議(まとめ)

項目		通 年 議 会 の 実 施	状 況 一 問 一 答 方 式 の 導 入	執 行 部 の 反 問	議 会 内 で の 政 策 討 論	実 施 る 議 会 が 評 価 主 体 等 の な	有 と 討 議 議 会 の 課 題 共
市	2014	1.2	3.1	2.1	1.0	1.0	1.7
	2012	1.1	2.8	1.9	1.1	1.0	1.6
町村	2014	1.3	3.0	2.4	1.3	1.1	1.8
	2012	1.2	2.6	2.0	1.2	1.1	1.6



行政と議会の課題共有と討議については、常に、議会と行政の討議機会がオープンな状態である「通年議会」の実施状況は、市・町村共に1の可能性が低いレベルであり、地方自治法の改正に伴い今後拡大の可能性はあるものの、現時点では積極的導入には至っていない。

「一問一答方式の導入」は市・町村共に3の実現のレベルである。執行部の「反問」は市・町村共に2の可能性があるレベルを示している。議員の政策能力の向上や討議の緊張感を高める効果が期待できる。議会内での「政策討議会」の開催は市・町村共に1のレベルであり、実現の可能性が低いことを示している。議会による「事務事業評価」の実施については、市・町村共に1のレベルであり、実現の可能性が低いことを示している。

この項は議会が対行政に対し、主体的に活動しているかを評価対象としたが、「一問一答方式の導入」と「反問を認める」は市・町村共に積極的に実施されていることがわかる。

民ゆう

VI. 住民説明

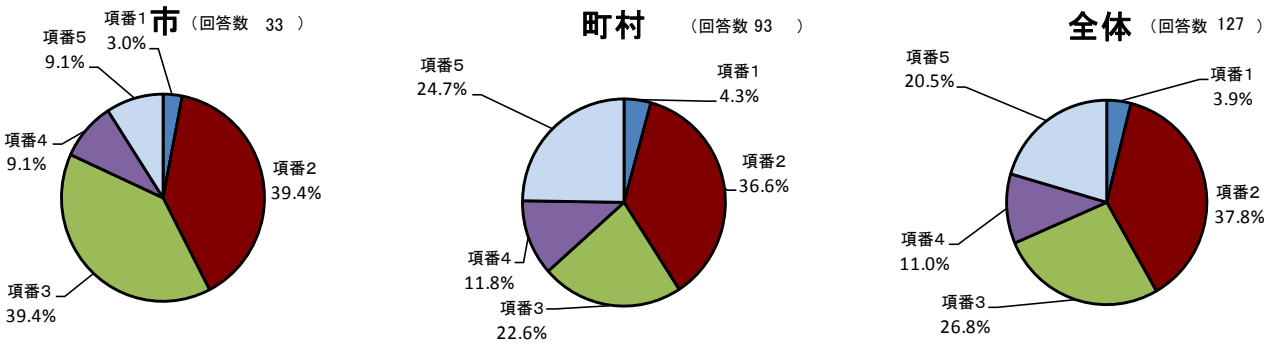
問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)を提供(貸与を含む。)していますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		HPでの提供	町村	自治体議会名		HPでの提供	全体	比率	HPでの提供	2012年調査結果
					比率				比率					
1	傍聴者への資料提供は行っていない		1		3.0%		4		4.3%		5	3.9%		8 (4.9%)
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している	1	13		39.4%	2	34		36.6%	3	48	37.8%	5	62 (38.0%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		13		39.4%	1	21		22.6%	1	34	26.8%	2	42 (25.8%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		3	根室市、砂川市 富良野市	9.1%	0	11	南幌町、秩父別町、当麻町、上富良野町、斜里町、訓子府町、大空町、新ひだか町、新得町、陸別町、弟子屈町	11.8%	0	14	11.0%	0	21 (12.9%)
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		3	小樽市、帯広市 北見市	9.1%	2	23	松前町、福島町、七飯町、八雲町、今金町、仁木町、赤井川村、奈井江町、栗山町、美瑛町、和寒町、天塩町、幌延町、美幌町、厚真町、安平町、清水町、芽室町、幕別町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町	24.7%	5	26	20.5%	7	30 (18.4%)
回答数 計		1	33		100.0%	5	93		100.0%	9	127	100.0%	14	163

(注)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

【グラフデータ】



【コメント】

傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、2012年調査では8議会(4.9%)、2014年調査では5議会(3.9%)であった。資料提供の形態については、市議会では「議員に配布されている資料の一部を提供している」と「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」が共に13(39.4%)と多いのに対し、町村議会では、「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」を選択した議会が34(36.6%)と最も多く、市・町村共に2012年調査とほぼ同じような状況で、ほとんど変化が見えない。

傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。

2014年調査では傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているかを調査したところ14議会(11%)で行われるとの回答であった。議会審議資料の公開は議会活動の透明性を示すバロメーターとなると考える。

4. 住民説明

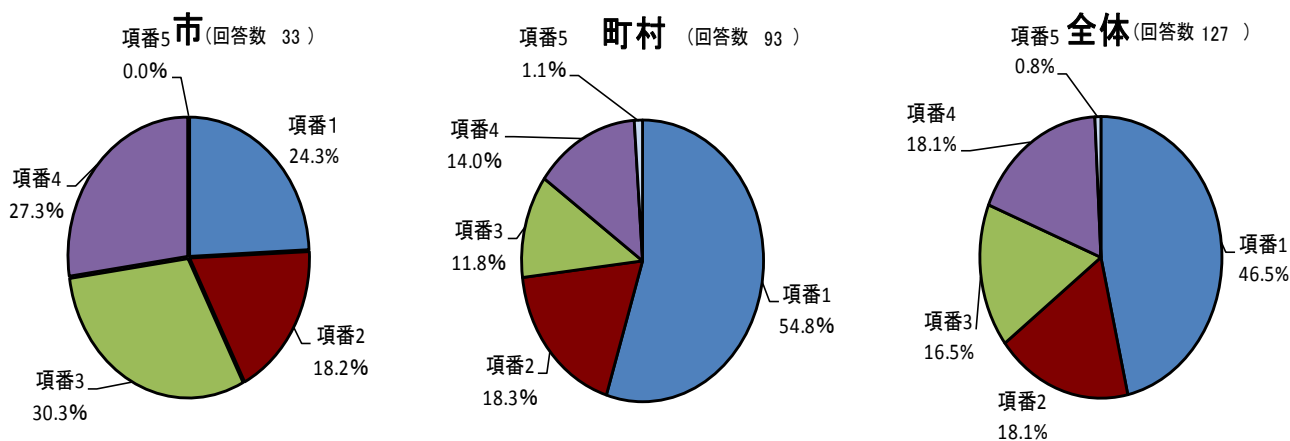
問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H25.4～26.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率	2012年 調査結果
				比率	配信あり	自治体名	配信なし		比率	配信あり	自治体名	配信なし			
1	行っていない		8	24.3%			8	51	54.8%			51	59	46.5%	95 (58.3%)
2	検討中		6	18.2%			6	17	18.3%			17	23	18.1%	29 (17.8%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		10	30.3%	9	小樽市、旭川市 室蘭市、釧路市 北見市、稚内市 滝川市 富良野 市、北広島市	1	11	11.8%	7	沼田町、美瑛町 美幌町、斜里町 大空町、むかわ 町、浦河町	4	21	16.5%	15 (9.2%)
4	本会議及び一部の委員会の ライブ中継を行っている	1	9	27.3%	9	札幌市、帯広市 網走市、苫小牧 市、士別市、名寄 市、千歳市、登別 市、恵庭市	0	13	14.0%	9	福島町、栗山町 厚真町、安平町 新ひだか町、 音更町、清水町 幕別町 足寄町	4	23	18.1%	24 (14.7%)
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員 会)のライブ中継を行ってい る		0	0.0%			0	1	1.1%	1	芽室町	0	1	0.8%	0 (0.0%)
回答数 計		1	33	100.0%	18		15	93	100.0%	17		76	127	100.0%	163

(注)「配信あり」… H25.4～26.3の期間、オンデマンド配信を行っているもの

【グラフデータ】



【コメント】

会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている(項番3～5)は、2012年調査では39議会(23.9%)、2014年調査では、45議会(35.4%)とライブ中継を行っている議会が増加している。

市議会で議会中継を行っているのは、19議会(57.6%)、そのうち、オンデマンド配信実施は18議会(議会中継実施議会の94.7%で実施)であった。町村議会で議会中継を行っているのは、25議会(26.9%)、そのうち、オンデマンド配信実施は17議会(議会中継実施議会の68%で実施)であった。

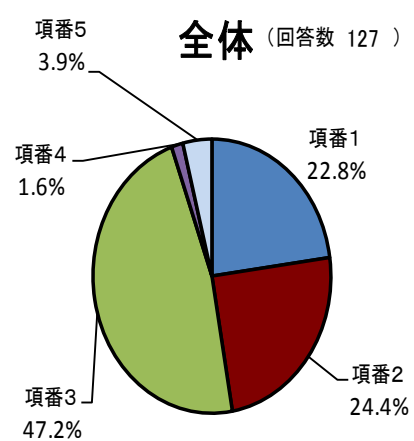
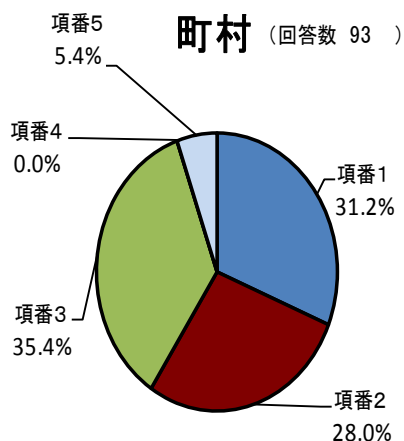
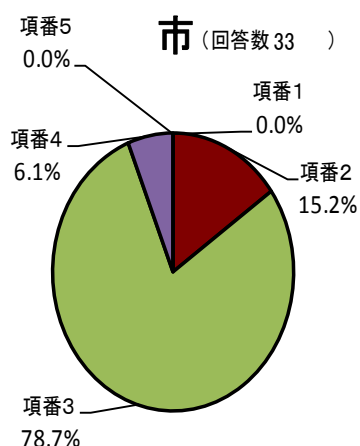
インターネットによるライブ中継を行っていない議会は町村議会に多い、改善が待たれる。

問14 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H25.4～26.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率	2012年 調査結果
					比率			比率			
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0		0.0%	29		31.2%	29	22.8%	55 (33.7%)
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		5		15.2%	26		28.0%	31	24.4%	42 (25.8%)
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	26		78.7%	33		35.4%	60	47.2%	60 (36.8%)
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、委員会等での審議前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		2	函館市、恵庭市	6.1%	0		0.0%	2	1.6%	1 (0.6%)
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		0		0.0%	5	福島町、栗山町、安平町、芽室町、幕張町、	5.4%	5	3.9%	5 (3.1%)
回答数 計		1	33		100.0%	93		100.0%	127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

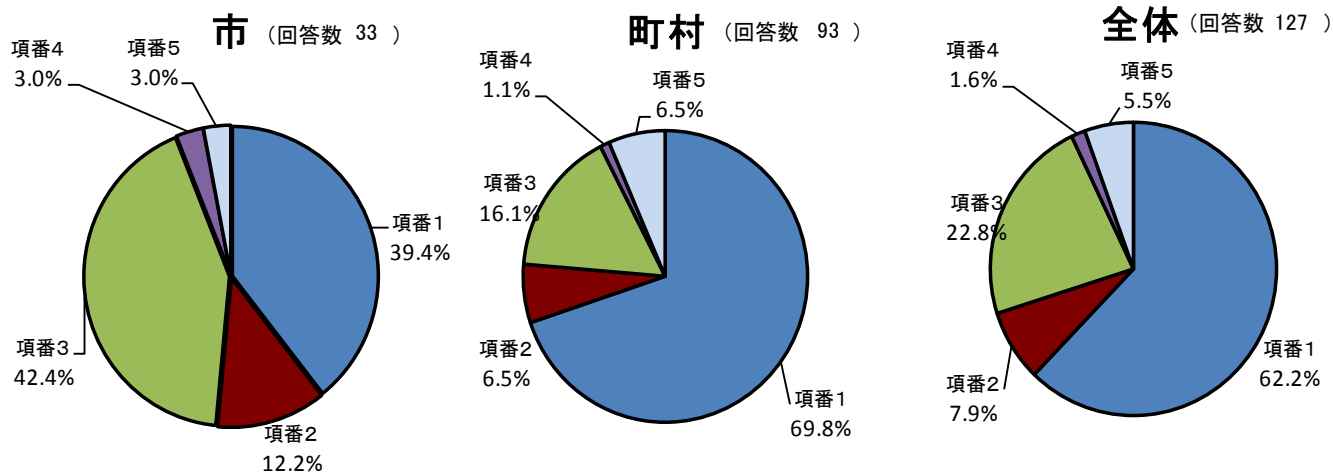
議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は2012年調査では55議会(33.7%)、2014年調査では29議会(22.8%)と、ホームページで議会日程等を一切広報しない議会が減少している。市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(78.7%)、町村(35.4%)]

問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内 容	道	市	比率		自治体名	町村	比率		自治体名	全体	比率	2012年調査結果
1	議案に対する賛否は公開していない	1	13	39.4%			65	69.8%			79	62.2%	129 (79.2%)
2	検討中		4	12.2%			6	6.5%			10	7.9%	8 (4.9%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している(条例規則の規定に基づき、会派単位の賛否を公開しているも含む)		14	42.4%		札幌市、函館市 小樽市、釧路市 帯広市、苫小牧市 稚内市、士別市 根室市、千歳市 滝川市、恵庭市 北広島市、石狩市	15	16.1%		当別町、八雲町 仁木町、北竜町 当麻町、上川町 占冠村、羽幌町 斜里町、白老町 厚真町、新ひだか町、音更町、士幌町、幕別町	29	22.8%	18 (11.0%)
4	条例規則の規定に基づき、重要議案についてのみ、各議員個別の賛否を公開している		1	3.0%		三笠市	1	1.1%		七飯町	2	1.6%	3 (1.8%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		1	3.0%		登別市	6	6.5%		福島町、栗山町 豊浦町、芽室町 足寄町、浦幌町	7	5.5%	5 (3.1%)
回答数 計		1	33	100.0%			93	100.0%			127	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

議案に対する賛否を公開している(項番3～5)は、2012年調査では26議会(15.9%)であったが、2014年調査では38議会(29.9%)で、賛否を公開している議会が増加している。

市、町村別議会では、議案に対する賛否の公開している議会は、市議会では16議会(48.4%)であるのに対して、町村議会では22議会(23.7%)となっている。

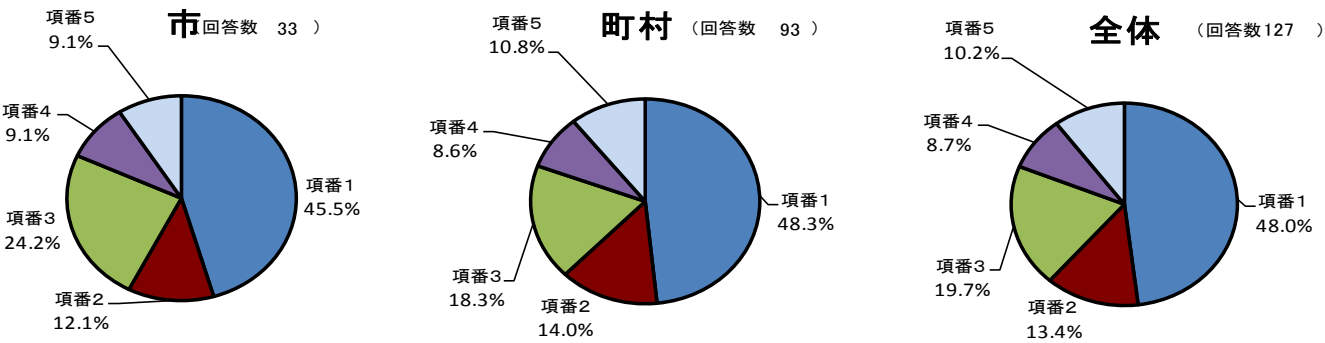
議案に対する賛否の公開は、条例規則(7.1%)によるよりも申し合わせ(22.8%)による賛否の公開の比率が高い。

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として行なっていますか。(H25.4～H26.3)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率	2012年調査結果
1	行なっていない	1	15		45.5%	45		48.3%	61	48.0%	84 (51.5%)
2	検討中		4		12.1%	13		14.0%	17	13.4%	37 (22.7%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		8	函館市、小樽市 網走市、美唄市 赤平市、歌志内市、 富良野市、石狩市	24.2%	17		18.3%	25	19.7%	27 (16.6%)
4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、議会報告会等を行っている		3	釧路市、帯広市 三笠市	9.1%	8	今金町、北竜町 斜里町、安平町 幕別町、足寄町 白糠町、中標津町	8.6%	11	8.7%	6 (3.7%)
5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、議会報告会等を行っている		3	士別市、名寄市 根室市	9.1%	10	福島町、八雲町 栗山町、和寒町 美幌町、遠軽町 大空町、豊浦町 芽室町、浦幌町	10.8%	13	10.2%	9 (5.5%)
回答数 計		1	33			93		100.0%	127	100.0%	163

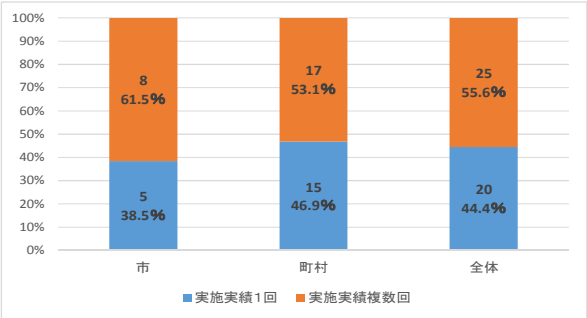
【グラフデータ】



【コメント】

議会報告会等を行っている議会(項番3～5)は、2012年調査では42議会(25.8%)であったが、2014年調査では49議会(38.6%)と、議会報告会等を設けている議会が増加している。
 議会報告会の開催実績は1回と複数回がほぼ半数であった。
 議会報告会のパターンとしては市議会の85%が②定期意見聴取型、町村議会では②定期意見聴取型が62%、①随時意見聴取型が32%で、市及び町村議会の議会報告会の性格が②定期意見聴取型であることがわかる。
 議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「市民の意見を聞き、それを議会で議論し、結果を報告するという一連の流れについて、工夫が必要」「議会報告会への市民の参加者増加に向けた取組」、市民側の課題として「市民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「要望会になり、自らの課題解決力を養う必要がある」などがあるが、議会報告会等を継続的に試行錯誤しながら行うことで、課題解決がされていくのではないかと。

(1) 議会報告会の開催数実績



(2) 議会報告会のパターン

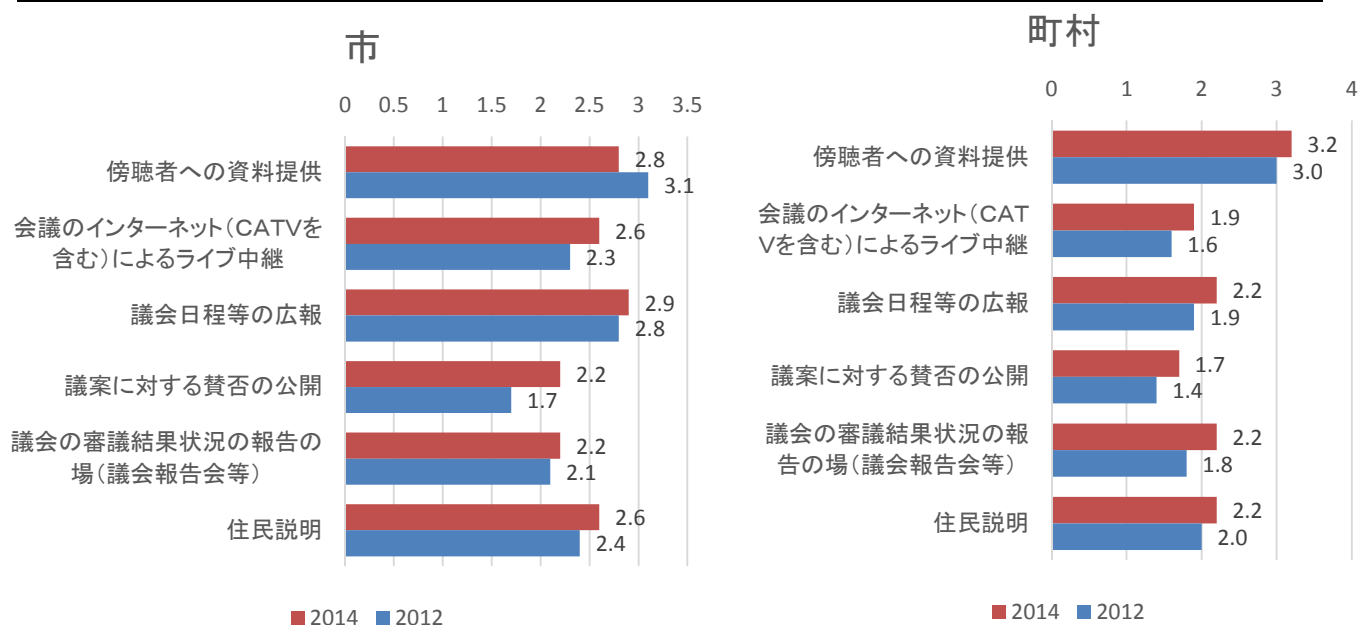
議会報告会のパターン	市	町村	全体
①随時意見聴取型	0	11	11
②定期意見聴取型	11	21	32
③定期地域個別型	0	1	1
①+②	1	0	1
②+③	1	0	1
①+②+③	0	1	1
計	13	34	47

(3) 議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
函館市	- 市民の関心のある事項をわかりやすく説明する必要があり、そのためには市民の意見を聞き、それを議会で議論し、結果を報告するという一連の流れについて、工夫する必要がある。 - 報告内容を充実するためには、議会における議論経過が明確になるような議会運営が必要である。	
小樽市	- 周知方法 - 参加者の減少	- 批判は出るが建設的な意見は出づらい - 執行機関と議会の役割が理解されていない
釧路市	会場によって参加人数にばらつきが見られるため、市民に対する開催の周知方法が課題	開催場所や時間がマッチングしないため、参加したくてもできない市民がいる。
赤平市	- 班体制(少数)で行うと報告会の質(説明、答弁等)に差が生じ、個々の議員の意見が強く反映される恐れがあるため、特に重要案件は事前に議会としての統一見解の確認が必要 - 議会側からの報告事項が行政の行う住民懇談会での説明と同様になる。また、本来、行政側が答えるべき質問等に議員が答えようとし、それに対する答弁に差異が生じた場合、後に互いに支障が出る。	議会は議決等の説明責任を果たすため報告事項を重点とするが、参加者にとっては意見、要望等を訴える機会であるとの認識が強い。
根室市	- 議会への関心を高める方法 - 報告会についての更なる周知方法の検討 - わかりやすい報告内容	- 意見交換の機会が少ない - 議会用語、行政用語がわかりにくい - 議会活動が見えない
歌志内市	若者(勤務者)の参加増加を図るための開催場所や時間帯の設定	議員が身近になったとは感じているが、市長が行っている地区別市政懇談会と議会報告会の違いが分からない。
富良野市		参加者数が少ない
福島町	議員としてではなく、議会として意志統一した中で報告会(懇談会)に臨んでいる。町内会館ごとに3班に分かれ行っているが、参加がゼロという場所もあり、今後、どのようにして足を運んでもらうかが課題である。	良い事は良い、悪いことは悪いと議論しているのにも関わらず、町民の大半には首長の足を引っ張っているのしか見られていない。議会側でしっかりと経緯も含め説明しても、感情的な発言が多い。
八雲町	報告の部分については、議員も準備をして臨むことができるが、報告事項以外の意見交換の場面では、行政サイドのような答弁に終始する場面も多くみられ、議会としての個性をどのように見せて行くか課題が残る。	用意された内容ではなく、日頃の行政に対する個人的な不満に終始する場面が多くみられるなど、本来の趣旨が理解されていない。
今金町	住民の参加が少なくなってきた	議員には決定権がないため聴き置きしかない。
南幌町	参加者数が少ない。年代別、職種別開催等を検討していきたい。	
栗山町	参加者の減少と参加者の固定化	議会の議決、審議結果の報告だけでは満足できない。今後、予定されている議案、町の将来像、地域の課題について話し合い具体的な施策に反映してほしい。
北竜町	参加者が少ない(H25実績 16名)	議会活動に対し町民の関心が薄い。
鷹栖町	- 一方的な聴き取りになりがちなので、小グループで密度の濃い話し合いの場を検討すべき(カフェ方式など)。 - 人数を集めるため、議員個々のPRがさらに必要	要望会のようになりがちなので、自らの課題解決力を養う必要がある。
中富良野町	平成25年度から始めて年1回開催しましたが、議会側からの報告事項の内容を検討する必要がある。町民の参加が少ないので、周知の方法等の検討も必要である。	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。町民との意見交換が少ない。参加人数も少ない。
占冠村	- 年2回開催に向けた検討(開催時期等) - 参加人数の増加に向けた取り組み	
和寒町	行政に対する要望会(質問会)になってくるが、執行機関でないため答弁ができない部分がある。そのことを住民側にどう理解してもらうか。	
訓子府町	住民の意見や質疑が活発に出されるようなテーマ設定や雰囲気づくり	
遠軽町	- 開催時期(時間)をいつにするか - 議会からの報告時間と意見交換の時間配分 - 町民にわかりやすい報告内容	議会報告会だが、町民の(町政に対する)要望も多い。
豊浦町	質問等されるが時間が足りなくて返答することが大変である。また参加人数が少ないため開催時期など検討材料がある。	報告会で質問したこと明確な返答、または周知されていないことがある。
芽室町	- 参加者の固定化が目立つ - 参加者の増加になかなか至らず趣向を凝らさざるを得ない	執行機関が開催する懇談会もあり、内容が重複する
幕別町	話題性や議会に対する関心度の低さから出席者が減少しているため、周知方法や開催方法の見直しを行う必要がある。	議会と町に対する意見要望が混同している。
足寄町		首長への要望ばかりが出される
浦幌町	地域ごとの開催が必要で参加者が少ない	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない

VI. 住民説明(まとめ)

項目		傍聴者への資料提供	会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会状況の報告の場(議会報告会等)	住民説明
市	2014	2.8	2.6	2.9	2.2	2.2	2.6
	2012	3.1	2.3	2.8	1.7	2.1	2.4
町村	2014	3.2	1.9	2.2	1.7	2.2	2.2
	2012	3.1	2.3	2.8	1.7	2.1	2.4



住民説明については、議会活動の内容を住民にどのように説明がされているかを調査した。「傍聴者への資料提供」は、市が2.8、町村が3.2と一般化のレベルになっている。「議会中継」の実施は、市が2.6、町村が1.9と市では一般化、町村では可能性のレベルであった。「議会日程等の広報」は、市が2.9、町村が2.2と市では一般化、町村では可能性のレベルであった。「議案に対する賛否の公開」は、市が2.2、町村が1.7と市・町村共に可能性のレベルであった。

住民説明は、市議会では一般化、町村議会では可能性というレベルで、特に、町村議会では「議会中継」「議案に対する賛否の公開」ということを積極的に取り組む必要性が高い。

ジ移民ゆう

VII. その他

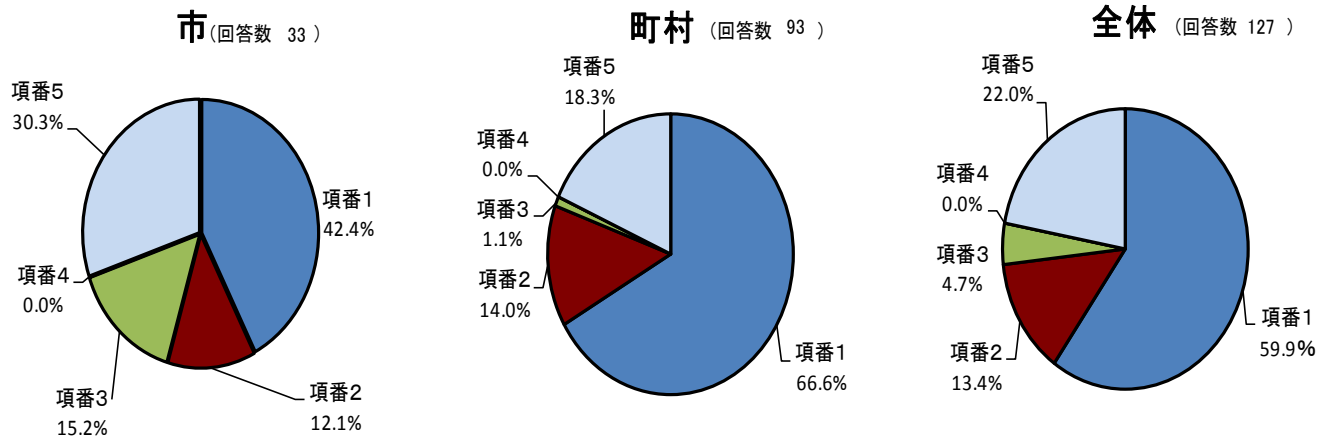
問17 議会基本条例の検討状況

議会基本条例の制定を予定していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名				町村	自治体議会名				全体	比率	2012年 調査結果
				比率	住民参加有	住民参加無	住民参加無		比率	住民参加有	住民参加無	住民参加無			
1	今のところ、条例制定の予定はない		14	42.4%				62	66.6%				76	59.9%	102 (62.6%)
2	条例を制定するか否かを検討中		4	12.1%				13	14.0%				17	13.4%	33 (20.3%)
3	制定の方針で、条例の制定作業に着手している		5	15.2%	0	網走市、留萌市、 芦別市、富良野市、 石狩市	5	1	1.1%		広尾町	1	6	4.7%	9 (5.5%)
4	条例素案を策定済みで、近い将来に制定を予定している		0	0.0%	0		0	0	0.0%	0		0	0	0.0%	1 (0.6%)
5	既に条例を制定している	1	10	30.3%	8	札幌市、旭川市、 帯広市、江別市、 士別市、名寄市、 根室市、登別市	2	17	18.3%	8	福島町、八雲町、 和寒町、安平町、 むかわ町、芽室町、 幕別町、浦幌町	9	28	22.0%	18 (11.0%)
回答数 計		1	33	100.0%	8		7	93	100.0%	8		10	127	100.0%	163

(注) 「住民参加有」… 項番3～5を選択した自治体において、議会基本条例の制定を検討する場(委員会等)に、住民参加の機会が設けられている(いた)もの

【グラフデータ】



【コメント】

議会基本条例制定の予定なし(項番1)は市議会の14議会(42.4%)、町村議会の62議会(66.6%)であった。町村議会の方が議会基本条例制定の意欲が低い。

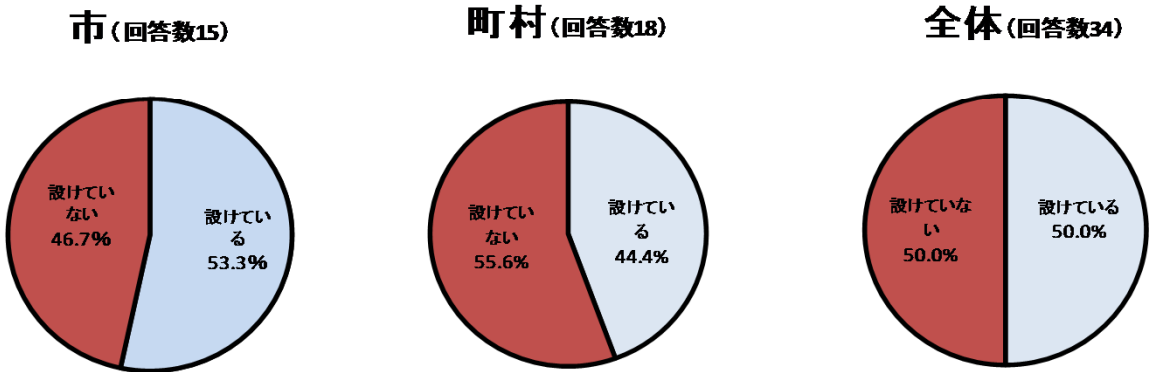
北海道における議会基本条例が制定されている市町村は、回答では28議会(90%)であったが、平成26年4月1日現在では31議会である。2014年調査では、議会基本条例制定に着手している議会が、市議会では5議会、町村議会では1議会、合計6議会となっており、今後の制定動向を注目したい。ただ気になることが、いずれも、制定過程に住民参加の手続きが行われていないことである。

問17 補足設問 議会基本条例制定を検討する場への住民参加の有無

問17で項番3～5を選択した議会は、議会基本条例の制定を検討する場(委員会等)に、住民参加の機会が設けられていますか(いましたか)。

項番	内 容	道	市		町 村	自治体名		比率	全体	比率
			自治体名	比率		自治体名	比率			
1	設けている	1	8	札幌市、旭川市 帯広市、江別市 士別市、名寄市 根室市、登別市	53.3%	8	福島町、八雲町 和寒町、安平町 むかわ町、 芽室町、幕別町 浦幌町	44.4%	17	50.0%
2	設けていない		7		46.7%	10		55.6%	17	50.0%
回答数 計		1	15		100.0%	18		100.0%	34	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会基本条例の制定を検討する場への住民参加については、ほとんどがパブリックコメントによる住民参加であった。素案を議員のみで作成し、素案作成過程への住民参加の例はほとんどない。議会の自治は議員だけで成り立つのだろうか？住民と共に歩む議会になって欲しい。

議会基本条例検討過程への住民参加の内容

NO	議会名	住民参加の内容
1	北海道	パブリックコメントの実施(21.4.23～21.5.22)
2	札幌市	平成24年12月12日～平成25年1月10日、素案に対する市民意見募集を実施した
3	旭川市	市民アンケート及び市民説明会の実施
4	帯広市	パブリックコメント、市民説明会(市内10会場)、講演会の実施
5	江別市	住民との意見交換会の実施、パブリックコメントの実施
6	士別市	パブリックコメントを実施、延べ7会場で市民説明会を開催
7	名寄市	市民説明会で条例について説明し、HP・郵送等により意見を募集した
8	根室市	市民との意見交換会、パブリックコメントの実施
9	登別市	議員で構成された議会基本条例小委員会と市民との意見交換会を5回にわたり実施し、条例案に対する市民意見を聴取した
10	八雲町	素案は議員のみで作成し、意見交換会やパブリックコメントを募集する形で、参加の機会を設けた
11	和寒町	試行的な議会報告会を開催し、条例制定に向けた素案について住民の意見を聴取
12	安平町	町のパブリックコメントに準じて実施
13	むかわ町	意見交換会、パブリックコメント
14	幕別町	素案に対するパブリックコメント及び議会報告会場での意見聴取
15	浦幌町	議会基本条例制定に係る講演会、意見交換会の実施、基本条例案に係るパブリックコメントの実施

(注)問18は省略

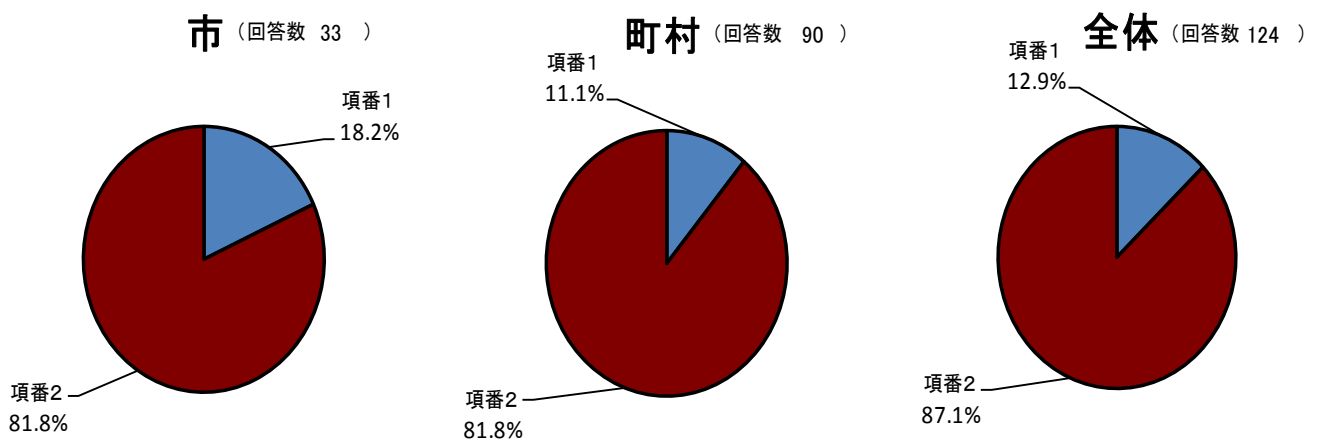
問19 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	道	市			町村			全体	比率	2012年 調査結果
				自治体名	比率		自治体名	比率			
1	制定している		6	札幌市、美唄市 根室市、登別市 恵庭市、石狩市	18.2%	10	当別町、福島町 余市町、南幌町 大空町、白老町 むかわ町、新ひ だか町 芽室 町、中標津町	11.1%	16	12.9%	13 (8.0%)
2	制定していない	1	27		81.8%	80		88.9%	108	87.1%	149 (92.0%)
回答数 計		1	33		100.0%	90		100.0%	124	100.0%	162

回答数=124

【グラフデータ】



【コメント】

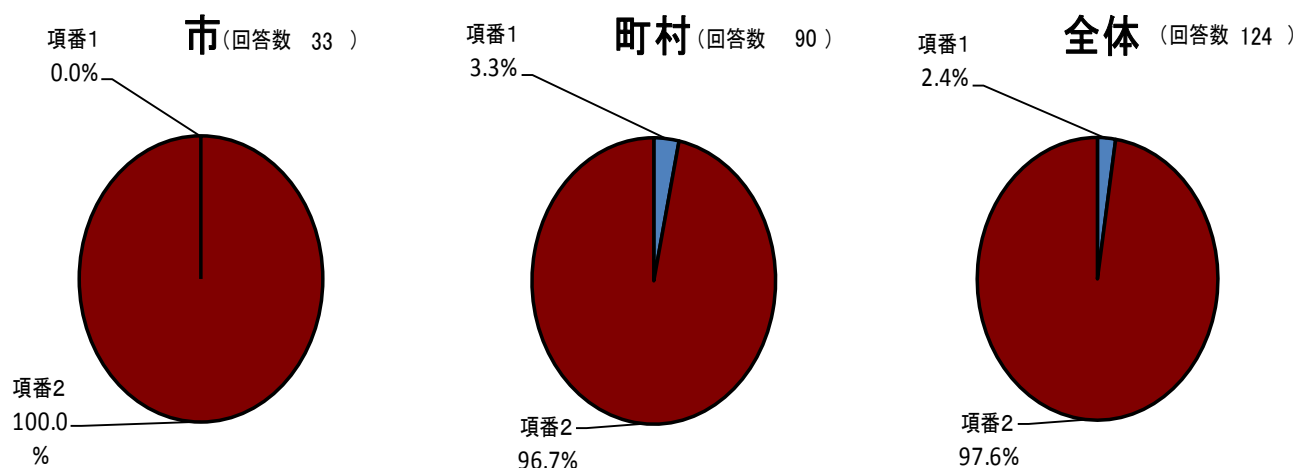
政治倫理条例を制定しているのは、2012年調査では13議会(8.0%)であったが、2014年調査では16議会(12.9%)と若干増加している。

問20 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会モニター制度を設けていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	比率	2012年 調査結果
1	設けている		0			0.0%	3	栗山町、芽室町、浦幌町		3.3%	3	2.4%	3 (1.8%)
2	設けていない	1	33			100.0%	87			96.7%	121	97.6%	160 (98.2%)
回答数 計		1	33			100.0%	90			100.0%	124	100.0%	163

【グラフデータ】



【コメント】

議会モニター制度を設けているのは、2012年調査では3議会(1.8%)、2014年調査でも3議会(2.4%)と進展がなかった。

(参考)浦幌町議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、浦幌町議会モニター(以下「議会モニター」という。)を設置することにより、浦幌町議会(以下「町議会」という。)の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。

(2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会、一般会議及び町議会議長(以下「議長」という。)の下に設置される検討会等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、10人以内とする。

(職務)

第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。

(2) 「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。

(3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。

(5) 浦幌町議会モニター会議(以下「議会モニター会議」という。)に出席すること。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された提言等の処理)

第10条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

問21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加していますか。

(2) 総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2012年調査結果
1	追加している		12	36.4%		41	46.1%		53	43.1%	41 (25.2%)
	内訳										
	①基本構想のみ		5	15.2%		14	15.7%		19	15.4%	13 (8.0%)
	②基本構想・基本計画		6	18.2%		23	25.9%		29	23.6%	22 (13.5%)
	③基本構想・基本計画・実施計画		0	0.0%		4	4.5%	福島町、天塩町、利尻町、芽室町	4	3.3%	6 (3.7%)
	無記入		1	3.0%		0	0.0%		1	0.8%	
2	追加していない	1	21	63.6%		48	53.9%		70	56.9%	122 (74.8%)
回答数 計		1	33	100.0%		89	100.0%		123	100.0%	163

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2012年調査結果
1	追加している	1	22	66.7%		44	47.3%		67	52.8%	61 (38.4%)
	内訳										
	昨年度追加あり		3	9.1%	芦別市、滝川市、歌志内市	5	5.4%	七飯町、鹿部町、奈井江町、上富良野町、安平町	8	6.3%	12 (7.5%)
2	追加していない		9	27.3%		46	49.5%		55	43.3%	98 (61.6%)
3	無記入		2	6.0%		3			5	3.9%	
回答数 計		1	33	100.0%		93	96.8%		127	100.0%	159

回答数=127

〔追加した議決事件(H25年度)〕

芦別市	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
滝川市	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
歌志内市	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
七飯町	町民憲章の制定又は改廃・各種宣言の制定又は改廃・姉妹都市等の締結又は改廃
鹿部町	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
奈井江町	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
上富良野町	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
安平町	安平町都市計画マスタープラン、地域福祉総合計画及び介護保険事業計画

【コメント】

議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、2012年調査では41議会(25.2%)、2014年調査では53議会(43.1%)と増加している。

内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは19議会(15.4%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは29議会(23.6%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは4議会(3.3%)となっている。

総合計画以外の議決事件を追加しているのは、67議会(52.8%)である。このうち、25年度に新たに議決事件の追加を行ったのは、8議会(6.3%)となっている。

(注)問22は省略

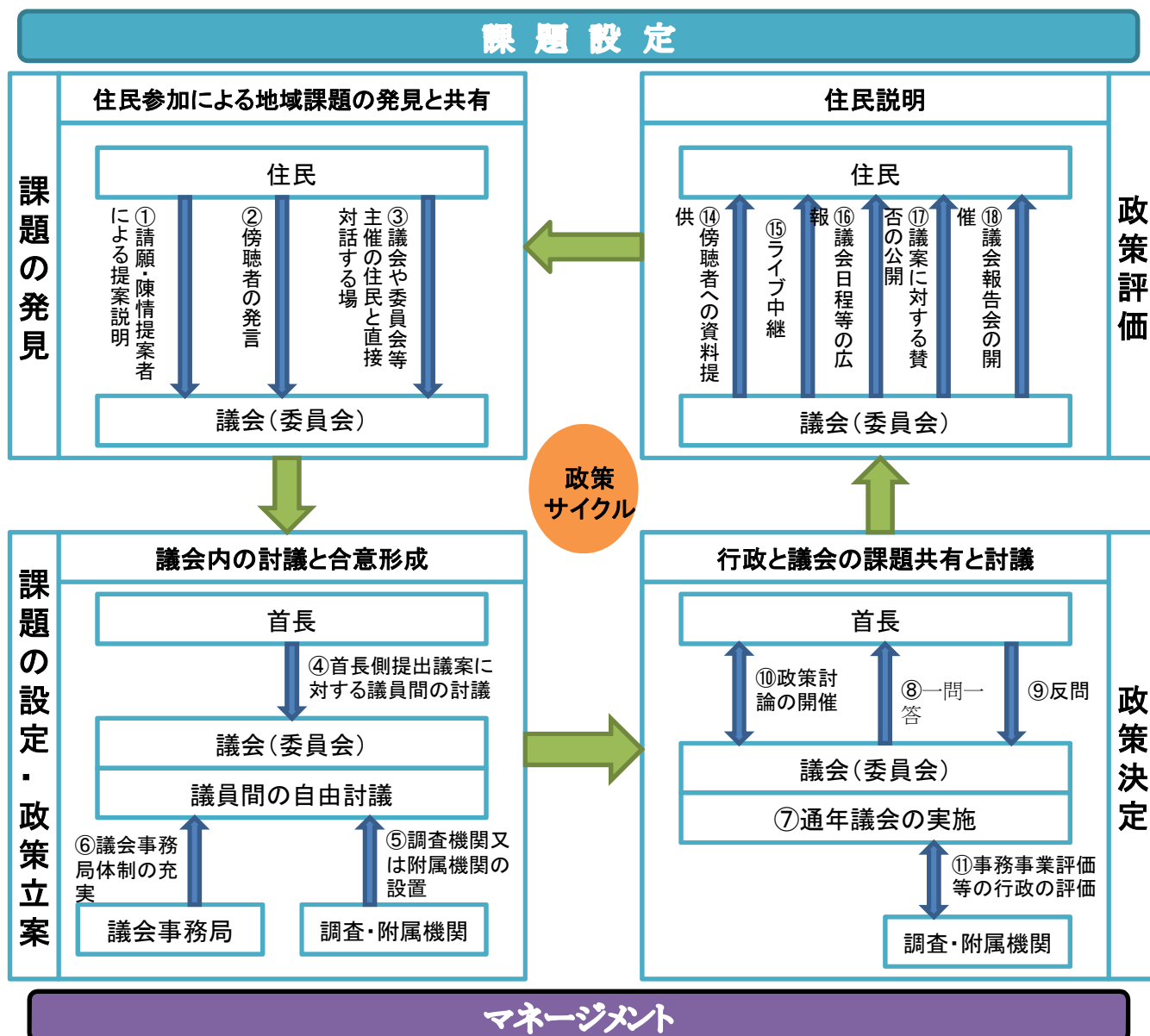
問23 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄
小樽市	委員会質問の事前通告制。…傍聴者からどのようなことが議論されるかわからなければ傍聴するしないを決められないとの意見があるため。
帯広市	常任委員会の所管事項の見直し、特別委員会設置の基本的考え方、議員定数削減に伴う委員会定数
北見市	一問一答式の導入、議会基本条例の制定等について議会改革の検討課題としている。
留萌市	今後の課題：議会基本条例施行後の議会運営
稚内市	議会の活動を周知するため、facebookやインターネット中継、議会だより等での情報発信に力を入れているところだが、市民が直接、傍聴等に足を運ぶまでには至っておらず、試行錯誤をしている。
芦別市	・市民参加及び市民との連携 ・自由討議による合意形成
江別市	一般質問（一問一答方式）について、議案に対する賛否の公開について、議会報告会の開催について、委員会録のホームページ掲載について、政務活動費使途基準の見直しについて、事務局への調査・法務担当職員の配置について、議会主催の研修会開催について及び議会に対する市民意識調査について協議中。
赤平市	・議員能力のレベルアップ ・議員少数による議会運営（負担増） ・次期選挙時の無投票回避
千歳市	議会改革の推進
滝川市	住民参加による議会の活性化
砂川市	・議会が意思決定機関であることの市民への浸透 ・議会運営全般における資質の向上
深川市	住民組織との交流、意見交換の推進について
八雲町	議会基本条例の中で一般会議の開催し、町民と広く自由に意見交換をすることになっているが、町民の認知度を上げ、議員との会議という概念に対するハードルを下げていきたい。
上ノ国町	人口減により、議員の高齢化や議員のなり手がいない状況にある
二セコ町	議員の意識改革。議会報告会のような町民と対話する場を増やし、町民に議会に対する関心を持ってもらう。また、そのような場で意見・要望等を行政側にも提示する場をつくる。
真狩村	昨年議会報告会、質問の一問一答式を取り入れたところで、さらなる議会改革をどのように行っていくかが今後の課題です。
留寿都村	議員定数問題
南幌町	自治体病院のあり方
栗山町	総合計画の策定と運用に関する条例の運用とそれを踏まえた議会による政策提案
幌加内町	議員の資質向上と議会改革
遠別町	小規模自治体における議会運営において、議員数が少数で運営されているが、今後、町民参加型の議会運営について模索していかなければと考えている。
猿払村	議員定数と報酬額、議会基本条例の制定、住民との直接対話(政策会議等)の実施、執行部の反問権、議員相互の自由討議
訓子府町	会議中継(庁舎外)の実施について・議員の政策提案
遠軽町	議員定数及び報酬、通年会期制、休日・夜間議会、議会広報の充実(議会中継含む)、議会資料のペーパーレス化、その他議会運営上の活性化
白老町	議会運営に対する町民の理解(広報広聴活動の充実)
新ひだか町	議会活動の説明責任を果たし、町民の意見を聞く場としての観点から、議会報告会や地域住民との交流の場のあり方の検討、広聴機能を有する常任委員会の設置検討
芽室町	・政策形成サイクルの確立 ・議会ICTの推進 ・議員間討議の手法開発など
陸別町	人口減少、高齢化もあり、議員の担い手が課題となってくる可能性があります。
浦幌町	議会の活性化とともに執行機関を含め、相乗効果が生まれ、町民の福祉の向上へとつないでいくことが必要
弟子屈町	若い人で議員のなり手が少なく、現職議員の高齢化が進んでいる。
中標津町	議会改革特別委員会を設置し、議会改革に必要な事項の検討を行っている。

問24 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

議会名	参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会
札幌市	他の政令指定都市
小樽市	会津若松市議会
帯広市	道内主要都市議会、類似団体議会、近隣町村議会
北見市	内容によるが、基本的に道内34市議会の状況を参考としている
江別市	全道34他市議会を主に参考としている
根室市	三重県四日市市議会
滝川市	栗山町議会、京丹後市議会、帯広市議会
深川市	近隣の市議会のほか、道内の各市議会を参考にしている
鹿部町	福島町議会
八雲町	議会報告会や住民との意見交換の場を、長く続けている議会の取り組みを全て参考にさせていただきたい。
留寿都村	ニセコ町議会
仁木町	鹿追町議会
栗山町	会津若松市議会、流山市議会、福島町議会
鷹栖町	全ての議会
遠別町	栗山町議会、福島町議会、喜茂別町議会
猿払村	栗山町議会、白老町議会 ほか
遠軽町	栗山町、福島町、白老町、芽室町
大空町	鹿追町、和寒町、福島町、オホーツク管内
新ひだか町	栗山町、白老町、福島町
芽室町	・会津若松市議会(政策形成サイクル／福島県)、飯田市議会(政策形成サイクル／長野県)、逗子市議会(ICT／神奈川県)、飯能市議会(ICT／埼玉県)、福島町議会(北海道)
陸別町	主に管内の全町村議会
浦幌町	流山市議会、福島町議会、栗山町議会
中標津町	芽室町議会、美幌町議会、近隣町議会

VIII. アンケート調査の構成



コメント: アンケート調査は2012年調査と同じく、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を検証した。第1の「課題の発見」は、議会が住民が抱える地域課題の発見と住民との課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が地域課題を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題を先に設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「行政と議会の課題共有と討議」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、議会が議決に至るまでの審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(1) 全体評価

議会

2. 議会内の討議と合意形成

④議員間の自由討議				⑤調査機関又は附属機関の設置				⑥議会事務局体制の充実			
年	14	12		年	14	12		年	14	12	
全体	2.1	1.8		全体	1.2	1.1		全体	1.2	1.2	
市	2.3	2.1		市	1.1	1.1		市	1.3	1.3	
町村	2.1	1.8		町村	1.2	1.1		町村	1.1	1.1	

(参考)

⑨議会基本条例の検討状況			
年	14	12	
全体	2.1	1.8	
市	2.6	2.3	
町村	1.9	1.6	

年	14	12
全体	1.5	1.4
市	1.6	1.5
町村	1.5	1.3

3 行政と議会の課題共有と討議

⑦通年議会の実施			
年	14	12	
全体	1.3	1.2	
市	1.2	1.1	
町村	1.3	1.2	

⑧一問一答導入			
年	14	12	
全体	3.0	2.6	
市	3.1	2.8	
町村	3.0	2.6	

⑨反問権			
年	14	12	
全体	2.3	2.0	
市	2.1	1.9	
町村	2.4	2.0	

⑩政策討議の開催			
年	14	12	
全体	1.2	1.2	
市	1.0	1.1	
町村	1.3	1.2	

行政

(注) 評価欄の色付き(黄色)は前回評価より上がったことを表す。

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

①陳情請願者説明				②傍聴者の発言				③住民との対話の場			
年	14	12		年	14	12		年	14	12	
全体	2.2	1.9		全体	1.1	1.1		全体	2.2	1.8	
市	2.6	2.3		市	1.0	1.0		市	2.2	1.7	
町村	2.0	1.8		町村	1.2	1.1		町村	2.2	1.8	

市民

年	14	12
全体	1.8	1.6
市	1.9	1.7
町村	1.8	1.5

4. 住民説明

⑫傍聴者への資料提供				⑬議会中継				⑭議会日程等の広報			
年	14	12		年	14	12		年	14	12	
全体	3.1	3.0		全体	2.1	1.8		全体	2.4	2.1	
市	2.8	3.1		市	2.6	2.3		市	2.9	2.8	
町村	3.2	3.0		町村	1.9	1.6		町村	2.2	1.9	

凡例

質問内容	
全体	道市町村議会の平均
市	市議会の平均
町村	町村議会の平均

評価基準	
項番	
5	条例規則で行っている
4	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

導きだされる結論

住民との対話、議会報告会、自由討議、一問一答、反問権といったことの改善がみられる。議会事務局体制、事務事業評価というところの改善が進んでいない。

(注) 年の14は2014年、12は2012年を示す。

(2) 議会基本条例が制定されている議会と未制定議会との比較

1. 住民参加による地域課題の発見と共有(課題設定)

議会

2. 議会内の討議と合意形成(政策立案)

④議員間の自由討議	未制定	1.7	制定	3.6
⑤調査機関又は附属機関の設置	未制定	1.1	制定	1.6
⑥議会事務局体制の充実	未制定	1.1	制定	1.5

(参考)

⑦議会基本条例の検討状況	未制定	1.3	制定	2.4
	未制定	1.3	制定	5.0

4. 住民説明(政策評価)

⑫傍聴者への資料提供	未制定	2.9	制定	3.7
⑬議会中継	未制定	1.9	制定	2.9
⑭議会日程等の広報	未制定	2.2	制定	3.1

凡例

質問内容	議会基本条例未施行自治体議会の平均	議会基本条例施行自治体議会の平均
未制定		
制定		

⑮賛否の公開	未制定	1.5	制定	2.9
⑯議会報告会開催	未制定	1.7	制定	3.8

⑨反問権	未制定	1.8	制定	4.0
⑩政策討論の開催	未制定	1.2	制定	1.4

3行政と議会の課題共有と呼議(政策決定)

⑦通年議会の実施	未制定	1.1	制定	1.7
⑧一問一答導入	未制定	2.7	制定	4.0

⑪議会が評価主体となる事務事業評価の実施	未制定	1.1	制定	1.3
⑫議会が評価主体となる事務事業評価の実施	未制定	1.6	制定	2.5

全体	未制定	1.6	制定	2.7
	未制定	1.6	制定	2.7

導きだされる結論

議会基本条例制定議会においては、政策サイクルによる議会運営として重要な4項目(赤塗)中3項目では評価が高かった。議会基本条例の制定によって政策サイクルを実現するという意思を示さなければ、条例があっても価値の低い条例となる。

(注) 評価欄の色付き(黄色)は前回評価より上がったことを表す。

政策サイクルによる議会運営とは、1. 課題設定→2. 政策立案→3. 政策決定→4. 政策評価→1. 課題設定というように議会が取り組みを行うことをいう。

(3) 住民と対話する議会

問3住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

住民等との意見交換あり(57議会45%)

議会報告会開催なし(78議会61%)

北海道、旭川市、室蘭市、登別市
新篠津村、七飯町、森町、長万部町、由仁町、長沼町、遠別町、幌延町、西興部村、白老町、厚真町、音更町、新得町、陸別町、鶴居村

19議会15%

住民との意見交換あり
議会報告会開催なし

札幌市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、紋別市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市、恵庭市、伊達市、北広島市、松前町、鹿部町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、島牧村、寿都町、蘭腰町、留寿都村、神恵内村、仁木町、余市町、赤井川村、奈井江町、秩父別町、雨竜町、幌加内町、東神楽町、当麻町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、天塩町、猿払村、中頓別町、豊富町、利尻町、津別町、小清水町、湧別町、浦河町、新ひだか町、士幌町、清水町、中札内村、広尾町、豊頃町、弟子屈町

59議会46%

住民との意見交換なし
議会報告会開催なし

小樽市、釧路市、帯広市、網走市、赤平市、士別市、三笠市、根室市、富良野市、石狩市、福島町、八雲町、厚沢部町、今金町、ニセコ町、栗山町、北竜町、沼田町、鷹栖町、上富良野町、中富良野町、占冠村、和寒町、美幌町、斜里町、訓子府町、豊浦町、安平町、むかわ町、えりも町、芽室町、幕別町、本別町、足寄町、浦幌町、白糠町、別海町、中標津町

38議会30%

住民との意見交換あり
議会報告会開催あり

函館市、美唄市、名寄市、歌志内市、当別町、真狩村、南幌町、東川町、羽幌町、遠軽町、大空町

11議会9%

住民との意見交換なし
議会報告会開催あり

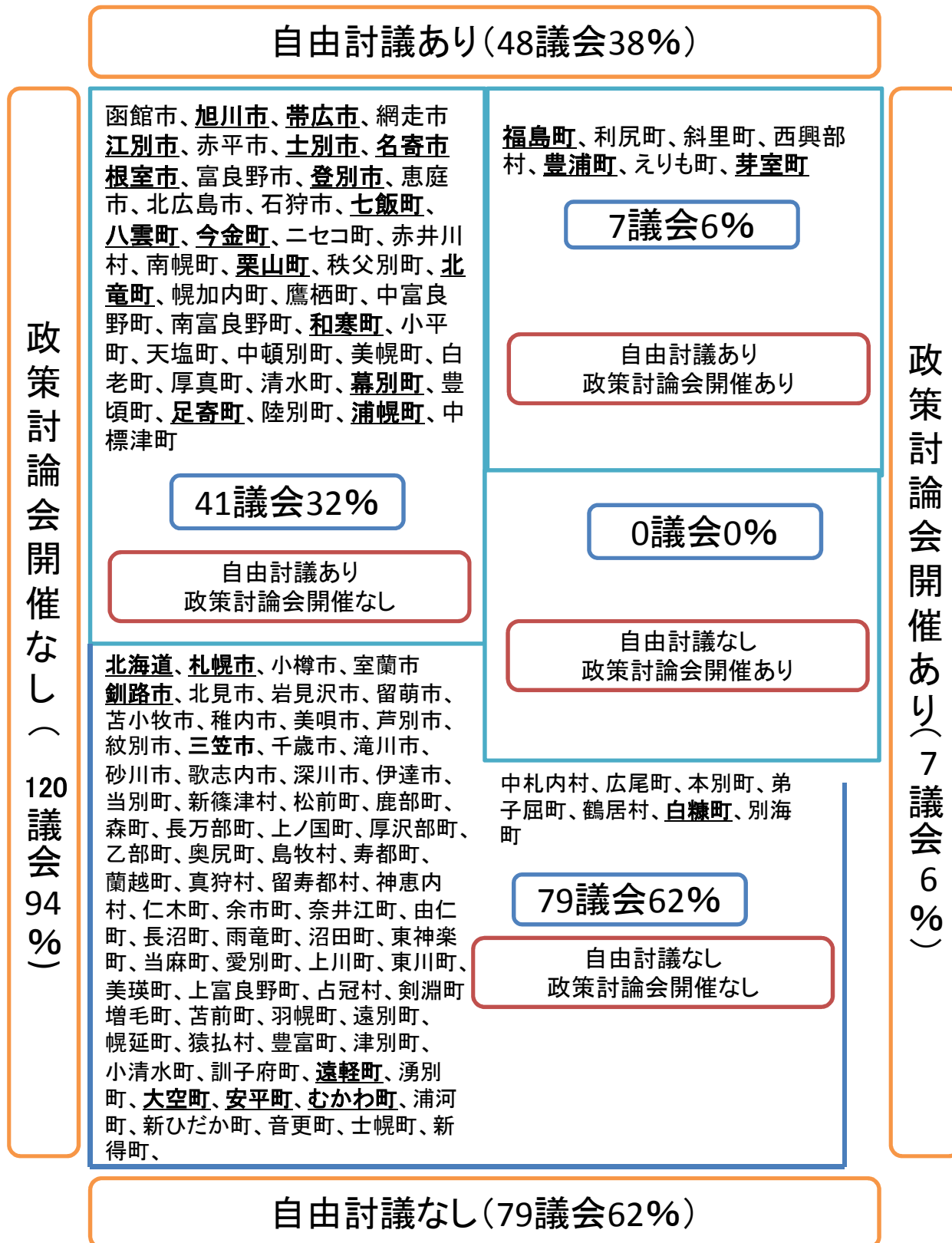
議会報告会開催あり(49議会39%)

住民等との意見交換なし(70議会55%)

(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(4) 討議する議会

問5自由討議と問10議会内での政策討論会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

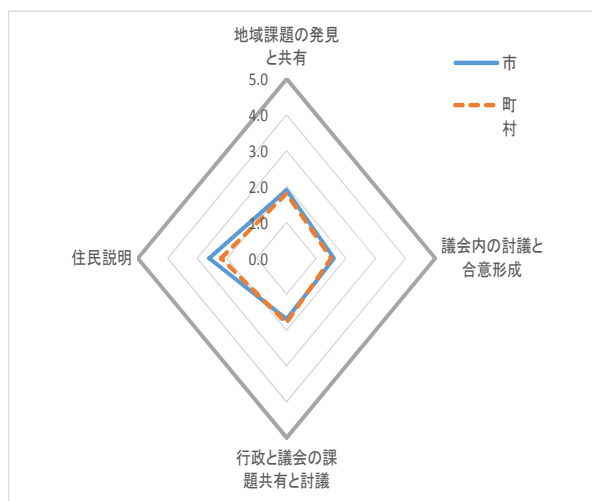


(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(5) 2014市と町村議会の4指標による比較

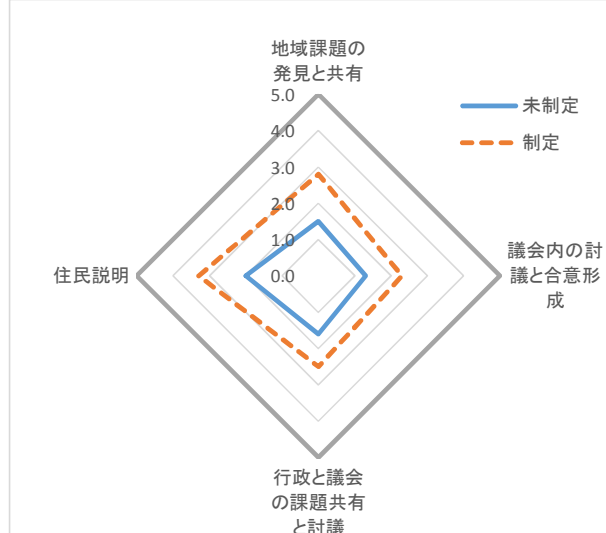
市と町村議会の比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
市	1.9	1.6	1.7	2.6	2.0	1.8
町村	1.8	1.5	1.8	2.2	1.8	1.6



議会基本条例有無議会比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
未制定	1.5	1.3	1.6	2.0	1.6	1.5
制定	2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	2.8



コメント：市と町村議会の制度の実現の差はほとんどない。しかし、議会基本条例が制定された議会と未制定議会では制度の実現の差は大きい。

(6) 議会基本条例制定議会の比較

議会基本条例制定議会比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
1	芽室町	5.0	3.7	5.0	5.0	4.7	2.4
2	福島町	4.7	4.3	4.4	4.8	4.6	4.4
3	栗山町	4.7	3.3	2.4	4.8	3.8	4.0
4	浦幌町	3.7	4.0	2.4	4.0	3.5	2.2
5	幕別町	3.3	3.3	2.2	4.2	3.3	2.1
6	豊浦町	3.3	2.3	3.6	3.6	3.2	2.9
7	根室市	3.3	2.3	3.2	3.4	3.1	1.8
8	足寄町	3.3	2.3	2.6	4.0	3.1	2.8
9	帯広市	3.3	2.3	2.2	3.8	2.9	3.0
10	士別市	3.3	2.3	2.4	3.6	2.9	2.8
11	登別市	3.7	2.3	2.4	3.2	2.9	2.8
12	八雲町	2.7	2.3	2.2	3.6	2.7	1.5
13	今金町	3.7	1.7	2.6	2.6	2.7	2.4
14	和寒町	3.3	2.3	2.2	2.8	2.7	2.7
15	旭川市	2.7	3.0	2.4	2.4	2.6	2.3
16	七飯町	2.0	2.3	2.6	3.2	2.5	1.7
17	江別市	2.7	2.7	2.0	2.2	2.4	1.6
18	名寄市	1.7	2.3	2.2	3.2	2.4	2.7
19	安平町	2.0	1.0	2.2	3.8	2.3	1.8
20	釧路市	2.3	1.0	2.2	3.2	2.2	2.1
21	北竜町	2.0	2.3	2.4	2.2	2.2	2.6
22	北海道	2.3	2.3	1.6	2.2	2.1	2.1
23	むかわ町	2.3	1.3	2.2	2.6	2.1	1.8
24	三笠市	2.0	1.0	1.6	2.8	1.9	2.3
25	遠軽町	1.0	1.0	2.8	2.6	1.9	1.6
26	白糠町	2.0	1.0	2.6	2.0	1.9	1.8
27	札幌市	1.7	1.7	1.0	2.6	1.8	1.6
28	大空町	1.0	1.0	1.4	3.2	1.7	1.9
平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	

コメント：議会基本条例を制定していながら、制度が機能していない議会がある。特に、議会基本条例の制度として、「議会内の討議と合意形成」や「行政と議会の課題共有と討議」といった議会が政策形成の主導権を発揮する制度が機能していないことをわかる。

全体評価のコメント

(1) 2012年と2014年データの比較(道内自治体議会は進展しているか)(P47参照)

2014年の全体評価では、評価指標3(実施している)は16項目中2項目、評価指標2(可能性がある)は7項目、評価指標1(実施の可能性が低い)は7項目あった。一方、2012年では評価指標3以上(実施している)は16項目中1項目、評価指標2(可能性がある)は3項目、評価指標1(実施の可能性が低い)は12項目であった。このことは、2年間で「実施の可能性が低い」から「可能性がある」や「実施している」への進展があったことがわかる。

市・町村議会の比較では、市議会は、評価指標1(実施の可能性が低い)から2(可能性がある)に2年間で変わったのが3項目、町村議会は5項目あった。市・町村議会共に進展がみられる。

「対住民に関する項目」の「1. 住民参加による地域課題の発見と共有」の①陳情請願者の説明(1.9→2.2)、③住民との対話(1.8→2.2)は改善が見られる。また、「対住民に関する項目」の「4. 住民説明」の⑪議会中継(1.8→2.1)、⑭議会日程等の広報(2.1→2.4)、⑮賛否の公開(1.4→1.8)、⑯議会報告会開催(1.9→2.2)も改善が見られる。

「2. 議会内の討議と合意形成」では、④議員間自由討議(1.8→2.1)が改善が見られるが、それ以外は進展していない。

「3. 行政と議会の課題共有と討議」では、⑧一問一答(2.6→3.0)、⑨反問(2.0→2.3)については改善が見られるが、それ以外は進展していない。

この結果、「2. 議会内の討議と合意形成」や「3. 行政と議会の課題共有と討議」が今の議会の弱点と言える。非常に危惧することは、議会にとって重要な首長提案の政策や議会発議の政策を議会内で議論をする項目の⑥議会事務局体制の充実(1.2→1.2)、⑦通年議会(1.2→1.3)、⑩政策討論の開催(1.2→1.2)、⑪議会による事務事業評価への取組(1.1→1.1)が低調であることである。次回の調査ではこの辺の進展具合を注視したい。

(注)(2012年全体調査結果→2014年全体調査結果)

(2) 議会基本条例が制定されている議会(28議会)と未制定議会との比較(P48参照)

議会基本条例の制定・未制定という切り口で、議会を評価し直してみると、制定議会の評価指標3以上(実施している)は16項目中8項目、評価指標2(可能性がある)は2項目、評価指標1(実施の可能性が低い)は6項目あった。一方、未制定議会の評価指標3以上(実施している)は16項目中0項目、評価指標2(可能性がある)は3項目、評価指標1(実施の可能性が低い)は13項目であった。このことは、議会基本条例が制定されることで、実施している項目が多くなることを示している。

議会基本条例を制定することによって「実施の可能性が低い」から実施の可能性が出てきて、「実施している」になる。具体的に「実施している」は、①陳情請願者の説明、③住民との対話、④議員間自由討議、⑧一問一答、⑨反問、⑫傍聴者への資料提供、⑭議会日程等の広報、⑯議会報告会開催であった。「実施の可能性がある」は、⑬議会中継、⑮賛否の公開である。「可能性が低い」は、②傍聴者の発言、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑥議会事務局体制の充実、⑦通年議会、⑩政策討論の開催、⑪議会による事務事業評価であった。議会基本条例が議会の可能性を拓くことに期待したい。

(3) 住民等と対話する議会(P49参照)

「住民等との意見交換を実施」(課題設定)と「議会報告会を開催」(政策評価)の両方を行っている議会は38議会(30%)であった。そのうち議会基本条例を制定している議会は19議会(68%)であった。このことは、「住民等との意見交換を実施」と「議会報告会を開催」の両方を行っている議会のうち議会基本条例があるのは50%(19議会/38議会)で、残り、50%は条例がない。このことは条例がなくても実施できることを示している。実施してから条例化する方法もある。

それに対し、「住民等との意見交換を実施」と「議会報告会を開催」の両方を行っていない議会は59議会(46%)であった。そのうち議会基本条例を制定している議会は2議会(7%)であった。議会基本条例がある3%(2議会/59議会)の議会は、条例があっても、制度の具体がないことから住民等との対話を行わなくてよいと考えている議会である。残り、97%(57議会/59議会)の議会は条例も制度もない状態であることから、住民等と対話を行わなくてよいと考えている議会である。

先ほども指摘したが、制度(条例)がなくても実現ができる。さらに、重要なことは、持続することである。昔はやっていたが、今はやっていないでは困る。そのためには条例化が必要である。

(4) 議論する議会 (P50 参照)

「自由討議」(政策立案)と「政策討論会開催」(政策合意)の両方を行っている議会は7議会(6%)であった。そのうち議会基本条例を制定している議会は3議会(11%)であった。それに対し、「自由討議」と「政策討論会開催」の両方を行っていない議会は79議会(62%)であった。そのうち議会基本条例を制定している議会は9議会(32%)であった。このことは、議会の中で、議員間の議論が余り行われていないことを表している。たとえば、首長提案の政策に対して、議員と首長間の質疑はあっても、提案されて内容や対案について議員間での議論が余り行われおらず、さらに、議会発議の政策提案についても同様であることを表している。

(4) 市議会と町村議会の4指標による比較 (P51 参照)

4指標による市議会(2.0)と町村議会(1.8)の議会の活性化の比較では大きな差はない。評価指標の理解からすると、市は評価指標2なので議会の活性化の可能性がある。町村は評価指標1なので議会の活性化の可能性が低いと見える。

一方、議会基本条例を制定している議会(2.7)と未制定議会(1.6)を比較すると、議会の活性化の可能性の差は歴然とあることがわかる。議会基本条例を制定している議会は、評価指標2なので議会の活性化の可能性があるが、実現の段階には達していない。議会基本条例未制定議会は評価指標1なので議会の活性化の可能性が低いと見える。

市議会と町村議会の環境比較をすると、町村議会は議員の数が少ないというメリットを生かし、合意のための時間が少なく済むことができることから新しい制度を始める環境はあるが、議会事務局職員の人数が少ないため新しい制度の普及のための環境が乏しい。一方、市議会は、議会事務局職員の人数が多いというメリットがあることから新しい制度の普及の環境はあるが、しかし、議員の数が多いため合意のための時間が多くかかるため新しい制度を始められないという環境がある。市議会と町村議会にはこのような環境の差があるのではないか。

(注)4指標とは「課題設定」(住民参加による課題の発見)、「政策立案」(議会内の討議と合意形成)、「政策決定」(行政と議会の課題共有と討議)、「政策評価」(住民説明)の政策プロセスのこと

(5) 議会基本条例制定議会の比較 (P51 参照)

回答のあった議会基本条例を制定している28議会の4指標を評価比較してみて分かったことは、次の2点である。1点目は議会基本条例を制定している議会の議会運営に大きな差があることである。具体的には、①2012年調査でも同様であったが、最上位4.7～最下位1.7と評価に大きな差があること②議会基本条例を制定している議会の総合評価(総合評価の最低が1.7)が未制定議会の総合評価(1.6)と大差ない議会があること、であった。このことは、①は議会を活性化させる制度の具体的内容に大きな差があることを表している。②は議会基本条例が議会運営の具体を変えることのない議会基本条例があることである。

2点目は、議会基本条例を制定している議会でも「議会内の討議と合意形成」、「行政と議会の課題共有と討議」といったことの評価が低いことであった。

議会基本条例が議会の制度のカatalogueであるとしたら、議会基本条例があることに意味があるのではなく、実践する制度があるところに意味がある。議会基本条例の弱点をカバーする実践を積み重ねることで、育てる(みんなの)議会基本条例になる。そういった生きた議会基本条例を持つ議会こそ真の議会ではないか。

資料編

1. 集計データ

NO	人口区分	自治体	基礎情報							1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																		
										問1	補	問2	補	問3	補	補	問4	補	補	補	補	問5	補	補	補	補	補	補	問6	補	補	補	補					
			提案・陳情提出者による （4以上）	直接説明の実績有無 （3以上）	傍聴者の発言 （4以上）	傍聴者の発言実績有無 （3以上）	住民との対話の場 （4以上）	実施回数 （3以上）	アンケート調査有無 （4以上）	議員間の討議 （自由討議） （4以上）	議長長提出議案に対する 賛否（自由討議） （4以上）	議員による修正件数	再提出後可決された件数	可決された修正案の件数	調査機関又は附属機関の 設置（4以上）	議員数（人）	公暮市民（人）	専門的知見の活用件数	公聴会の開催、参考人招 致有無	公聴会の開催、参考人招 致有無	議員等提案案例件数	可決された件数	議会事務局体制の充実	議員数	専任	臨時	兼務	課題記入	平均									
1	北海道	104	8	7.7%	1	6	58.9	1	38	H27.4	3	2	1		3	8	2	2.3	1	0	0	0	1		2	2		0	0	5	72	71	1		2.3			
2	1札幌市	68	17	25.0%	1	7	58.0	1	40	H27.4	3	1	1		1		2	1.7	1	1	0	0	1		2	2		1	0	3	40	36	4		1.7			
3	1函館市	30	6	20.0%	1	5	60.0	1	4.5	H27.4			1		1		2	1.0	3	0	0	0	1		2	2		0	0	1	18	16	2		1.7			
4	1小樽市	28	5	17.9%	1	5	57.5	1	1.5	H27.4	3	1	1		3	7	1	1.23	1	0	0	1	0	1	2	2		4	0	3	11	11		1	1.7			
5	1旭川市	36	7	19.4%	1	6	57.3	1	8	H27.4	3	1	1		4	5	1	2.27	3	0	0	0	3	0	8	2	2		0	0	3	23	21	2		3.0		
6	1室蘭市	22	2	9.1%	1	6	58.2	1	2	H27.4	1	0	1	0	3	6	2	2.17	1	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	1	10	8	0	2	1.0	
7	1釧路市	28	2	7.1%	1	7	54.1	1	4	H27.4	3	1	1		3	2	2	1.23	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	10	9	1	1	1.0			
8	1帯広市	32	7	21.9%	1	6	59.9	1	3	H27.4	5	1	1		4	7	2	2.33	5	0	0	1	0	1	2	2		0	0	1	12	11	1		2.3			
9	1北見市	28	3	10.7%	1	10	59.3	1	3	H30.3	3	2	1		1		2	1.7	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	11	9	2	1	1.0			
11	1岩見沢市	26	1	3.8%	1	4	59.0	1	1	H27.4	1		1		2		2	1.3	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	7	7			1.0			
12	2網走市	20	2	10.0%	1	6	53.0	1	2	H27.4	1		1		3	0		2.17	3	0	0	0	1		2	2		0		1	7	6	1		1.7			
13	2留萌市	16	5	31.3%	1	4	59.6	0	0	H27.4	3		1		2		2.0	1				1							1	5	4	1	1	1.0				
14	1苫小牧市	30	3	10.0%	1	6	56.7	1	2.5	H27.4	3	1	1	0	1	0	0	2.17	1	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	3	13	12	0	1	1.7
15	2稚内市	20	2	10.0%	1	5	56.9	1	3	H27.4	3	2	1		1		1.7	1	0	0	0	1							1	7	7			1.0				
16	2美瑛市	14	1	7.1%	1	4	62.5	0	0	H27.4	5	2	1		1		2	2.3	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	5	5			1.0			
17	2芦別市	12	1	8.3%	1	3	67.4	1	0.7	H27.4	1		1		1		2	1.0	2	0	0	3	3	1	2	2		1	1	1	3	3			1.3			
18	1江別市	27	9	33.3%	1	5	56.0	1	1.5	H27.4	5	1	1		2		2	2.7	5	0	0	0	1		2	2		0	0	2	9	8	1		2.7			
19	2赤平市	10	2	20.0%	1	3	59.8	0	0	H27.4	3	2	1		3	8	1	2.23	3	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	3		1	1.7			
20	2紋別市	18	2	11.1%	1	4	60.9	1	2	H26.7	3	2	1		1		2	1.7	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	6	6			1.0			
21	2士別市	17	0	0.0%	1	6	58.5	0	0	H30.4	5	2	1		4	2	1	2.33	5	0	0	0	1		2	2		0	0	1	4	4			2.3			
22	2名寄市	20	1	5.0%	1	6	60.0	1	1	H27.4	3	2	1	2	1	0	0	1.7	5	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	1	5	4	1	2.3	
23	3三笠市	10	0	0.0%	1	2	62.0	0	0	H27.4	1		1		4	1	1	2.20	1	0			1		2	2		0		1	3	3			1.0			
24	2根室市	18	2	11.1%	1	3	57.3	1	2	H29.8	5	2	1		4	0	2	2.33	5	0	0	0	1		2	2		0	0	1	5	4	1	1	2.3			
25	1千歳市	25	4	16.0%	1	3	57.0	1	0.25	H29.5	1		1		2		1	1.3	1	0	0	0	3		2	2		0	0	3	9	9		1	2.3			
26	2滝川市	18	3	16.7%	1	3	61.0	1	1.05	H27.4	3	1	1		2		2	2.0	2	0	0	0	1		2	2		0	0	1	5	5			1.3			
27	2砂川市	14	1	7.1%	1	3	59.0	1	1	H27.4	1		1		1		2	1.0	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	5	4	1		1.0			
28	3歌志内市	8	2	25.0%	0	0	62.0	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1		1.0			
29	2深川市	16	2	12.5%	1	5	57.9	1	1	H27.6	1	0	1	0	1	0	0	2	1.0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	1	6	5	0	1	1.0
30	2富良野市	18	2	11.1%	1	4	59.3	0	0	H27.4	1		1		3	0		1.7	3	0	0	0	1					1	5	5			1	1.7				
31	1登別市	21	4	19.0%	1	5	59.3	1	1	H27.4	5	2	1		5	3	1	1.37	5	0	0	0	1		2	2		1	1	1	7	5	2		2.3			
32	1恵庭市	21	3	14.3%	1	4	59.6	1	1.25	H27.5	1		1		1		2	1.0	3	0	0	0	1		2	2		0	0	1	7	5	2		1.7			
33	2伊達市	18	0	0.0%	1	4	62.0	1	1	H27.4	3	2	1		1		1.7	1				1							1	5	5			1.0				
34	1北広島市	22	5	22.7%	1	5	60.0	1	1.3	H27.4	3	1	1		1		2	1.7	3	0	0	0	1		2	2		1	1	1	7	5	2		1.7			
35	1石狩市	22	3	13.6%	1	5	61.0	1	0.80	H27.4	3	2	1		3	16	1	2.23	3	0	0	0	1		2	2		0	0	1	5	5			1.7			
37	2当別町	17	1	5.9%	1	4	66.0	1	1	H27.4	3	1	1		1		2	1.7	1				1						1	5	1	3	1	1	1.0			
38	3新篠津村	8	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H27.4	1		1		3	1	2	1.7	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0			
39	3松前町	12	0	0.0%	0	0	69.0	0	0	H27.6	1		1		1		1.0	1	1	0	1	1	1		2	2		0	0	1	4	3	1		1.0			
40	3福島町	11	1	9.1%	0	0	60.9	1	0.5	H27.8	5	2	5	2	4	1	2	2	4.7	5	1	1	2	0	5	0	5	2	0	0	3	4	3	1	1	4.3		
43	2七飯町	18	1	5.6%	1	4	63.0	0	0	H27.4	1		1		4			2.0	5	0	0	0	1		2	2		0	0	1	4	2	2	1	1	2.3		
44	3鹿部町	10	1	10.0%	0	0	66.5	0	0	H29.2	3	2	1		1		1.7	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.0				
45	2森町	16	1	6.3%	0	0	65.0	0	0	H27.4	1		1		3	2	2	1.7	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	3			1.0			
46	2八雲町	16	2	12.5%	1	6	56.0	0	0	H29.10	3	2	1		4	0	2	2.7	5	0	0	0	1		2	2		0	0	1	4	2	1	1	2.3			
47	3長万部町	10	1	10.0%	1	2		0	0	H27.4	3	1	1	0	3	1	1	2.23																				

NO	人口区分	自治体	基礎情報							1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																			
			定数	女性議員数	女性議員比率	会派有無	会派数	平均年齢	政務活動費有無	政務活動費の額	次回選挙	提案説明（4以上） 議員・陳情提出者による 説明の有無（3以上）	補選者の発言（4以上） 議員・陳情提出者による 説明の有無（3以上）	住民との対話の場（4以上） 議員・陳情提出者による 説明の有無（3以上）	実施回数（3以上） 議員・陳情提出者による 説明の有無（3以上）	アンケート調査有無	平均	問4 議員間の討議（自由討議） （4以上）	補選 議員による修正件数	補選 再提出された修正件数	補選 議員による修正件数	補選 可決された修正件数	問5 調査機関又は所属機関の 設置（4以上）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	補選 議員数（人）	問6 議会事務局体制の充実	補選 議員数	内訳 専任	内訳 兼任	補選 議員数	補選 議員数	平均		
74	3	南幌町	11	4	36.4%	0	0	60.3	1	9.6	H27.4	1		1		2		2	1.3		3	0	0	0	0	1		2	2		0	1	3	3			1.7		
75	3	奈井江町	10	3	30.0%	0	0	61.0	0	0	H27.4	3	1	1		2			2.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0	
77	3	由仁町	10	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H27.4	1		1		3	3	1	2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0
78	2	長沼町	14	2	14.3%	0	0	62.0	1	9.6	H27.3	1		1		3	0		2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	3			1.0
79	2	栗山町	13	2	15.4%	0	0	63.4	1	0.8	H27.5	5	1	5	1	4	10	1	1	4.7		5	0	0	0	0	1		1	1	1	0	0	4	3	3		1	3.3
84	3	秩父別町	9	0	0.0%	0	0	62.7	0	0	H27.2	1		1		1		2	1.0		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1		1.7	
85	3	雨竜町	9	0	0.0%	0	0	59.2	0	0	H27.4	3	2	1		1		2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0	
86	3	北竜町	8	0	0.0%	0	0	61.9	0	0	H27.2	1		1		4	3	1	2	2.0		5	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	2.3
87	3	沼田町	10	0	0.0%	0	0	60.5	0	0	H27.4	1		1		3	0		2	1.7		1	0	0	1	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.0
88	3	幌加内町	9	0	0.0%	0	0	62.8	0	0	H27.4	3	2	1		2		2	2.0		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.7	
89	3	鷹栖町	12	1	8.3%	0	0	59.0	0	0	H27.4	3	2	1		3	5	1	2	2.3		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.7
90	3	東神楽町	12	0	0.0%	0	0	63.0	1	0.67	H27.4	3	2	1		1		2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.0	
91	3	当麻町	12	1	8.3%	0	0	65.0	0	0	H27.4	1		1		2			1.3		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.0	
93	3	愛別町	9	1	11.1%	0	0	63.0	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		1	1	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	1	1		1.0	
94	3	上川町	11	1	9.1%	0	0	61.6	0	0	H28.4	1		1		1		1	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1		1.0	
95	3	東川町	12	2	16.7%	0	0	64.9	1	1.3	H27.2	3	2	1		1		2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	4	2	2	1	1.0	
96	2	美瑛町	14	1	7.1%	0	0	59.0	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	3			1.0	
97	2	上富良野町	14	2	14.3%	0	0	64.0	0	0	H27.8	1		1		1		1	1.0		1	0	0	1	1	1		2	2		0	0	1	3	3	1		1.0	
98	3	中富良野町	11	0	0.0%	0	0	62.0	0	0	H29.4	3	2	1		1		2	1.7		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.7	
99	3	南富良野町	8	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.7	
100	3	占冠村	8	0	0.0%	0	0	69.0	0	0	H27.4	1		1		3	1	1	2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1	1	1.0
101	3	和寒町	10	1	10.0%	0	0	61.8	0	0	H27.4	5	1	1		4	1	2	3.3		5	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		2.3	
102	3	剣淵町	10	1	10.0%	0	0	58.4	0	0	H29.12	1		1		1		2	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.0	
107	3	増毛町	11	1	9.1%	0	0	59.3	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0	
108	3	小平町	8	1	12.5%	0	0	65.6	0	0	H27.4	3	2	1		1		1	1.7		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.7	
109	3	苫前町	8	0	0.0%	0	0	60.8	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	3	5	2	3	1	1.7	
110	3	羽幌町	11	1	9.1%	0	0	60.7	0	0	H27.4	1		1		1			1.0		1	0	0	1	0	1		2	2		1	1	1	3	2	1		1.0	
112	3	遠別町	9	0	0.0%	0	0	69.8	1	0	H27.4	1		1		3			1.7		1	0	0	0	0	1		2			0	0	1	3	2	1	1	1.0	
113	3	天塩町	9	0	0.0%	0	0	61.6	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		3	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2			1.7	
114	3	幌延町	9	0	0.0%	0	0	59.0	0	0	H27.4	1		1		3	1	1	2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.0
115	3	猿払村	9	0	0.0%	0	0	62.6	0	0	H27.4	3	2	1		1		2	1.7		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2			1.0	
117	3	中頓別町	8	1	12.5%	0	0	61.0	0	0	H27.4	3	1	1		1		2	1.7		3	7	0	0	0	1		2	1	1	0	0	1	2	2	1		1.7	
119	3	豊富町	10	0	0.0%	0	0	62.4	0	0	H27.4	3		1		1			1.7		1	3	0	0	0	1						1	2	2			1.0		
121	3	利尻町	8	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H26.9	1		1		2		2	1.3		3	0	0	0	0	4	6	2	2		0	0	1	2	2	1		2.7	
123	2	美幌町	14	3	21.4%	1	1	62.7	1	2	H27.4	5	1			5	2	2	1	3.7		5	0	0	0	0	1		2	2		1	1	4	4			2.3	
124	3	津別町	10	2	20.0%	0	0	66.9	0	0	H29.2	1		1		2			1.3		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	1	1	1	1.0	
125	2	斜里町	14	1	7.1%	1	2	62.9	0	0	H27.4	1		1		4	1	1	2	2.0		5	0	0	0	0	1		2	1	1	0	0	1	3	3		2.3	
127	3	小清水町	10	0	0.0%	0	0	65.7	0	0	H27.4	1		1		1		2	1.0		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	2	2	1		1.0	
128	3	訓子府町	10	2	20.0%	0	0	65.0	0	0	H27.4	3	2	1		3	3	2	2	2.3		1	0	0	0	0	1		2	2		0	0	1	3	2	1	1	1.0
131																																							

NO	人口区分	自治体	3. 行政と議会の課題共有と討議										4. 住民説明										5. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			問7	補	問8	補	問9	補	問10	補	補	問11	平均	問12	補	問13	補	問14	問15	問16	補	補	補	補	補	問17	補	問18	補	問19	問20	2	3	問21	2	3	4	問22	問23	問24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			み通年議会の実施（5の）	は通年議会の実施（5の）	（4以上）	（3以上）	執行部の反問（4以上）	反問の実績有無	議院内での政策討論会の開催有無	議会の状況による議員研修の実施状況の公開・非公開	自主研修	議会の自主研修の実施（4以上）		議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）	議会の非面主体となる事以上委員等との実施（4以上）

NO	人口 区分	自治体	3. 行政と議会の課題共有と討議										4. 住民説明										5. その他																	
			問7 （みえを 通る議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問8 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問9 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問10 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問11 （議会の 実施へ5の 実施）	平均	問12 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問13 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問14 （議会の 実施へ5の 実施）	問15 （議会の 実施へ5の 実施）	問16 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	平均	問17 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問18 （議会の 実施へ5の 実施）	補 （議会の 実施へ5の 実施）	問19 （議会の 実施へ5の 実施）	問20 （議会の 実施へ5の 実施）	2 （議会の 実施へ5の 実施）	3 （議会の 実施へ5の 実施）	問21 （議会の 実施へ5の 実施）	2 （議会の 実施へ5の 実施）	3 （議会の 実施へ5の 実施）	4 （議会の 実施へ5の 実施）	問22 （議会の 実施へ5の 実施）	問23 （議会の 実施へ5の 実施）	問24 （議会の 実施へ5の 実施）	
74	3	南幌町	2		3	1		3	2	1	1	1	2.0	4	2	2		3	1	3	2	2	2	1	2.6	1				1	2		1	1	1	2	1			
75	3	奈井江町	1		3	1		1		1	1	1	1.4	5	2	2		3	1	1					2.4	1				2	2		1	1	1	1	2			
77	3	由仁町	2		3	1		1		1	2	1	1.6	1	2	1		1	1	1					1.0	2				2	2		2	2	2	2	2			
78	2	長沼町	1		1			1		1	2	1	1.0	2	2	3	1	3	1	1					2.0	1				2	2		2	2	2	2	2			
79	2	栗山町	1		4	1		5	1	1	1	1	2.4	5	1	4		5	5	5	2	1	1/2/3	1	1	4.8	5	2	1		2	1	9	2	1	2	1	2	1	1
84	3	秩父別町	1		3	1		1		1		1	1.4	4	2	1		1	2	1					1.8	1				2	2		2	2	2	2	2			
85	3	雨竜町	1		1			1		1	2	1	1.0	3	2	1	2	1	1	1					1.4	1				2	2		2	2	1	1	1			
86	3	北竜町	1		4	1		5	2	1	1	1	1.24	2	2	1	2	1	3	4	1	1	2	1	2.2	5	2	1	b	2	2		1	2	1	1	1			
87	3	沼田町	1		3	1		1		3	2	1	2	2	2	1		3	1	3	0	1	2	2	2	2.0	1			2	2		2	2	1	2	2			
88	3	幌加内町	1		3	1		2		1		1	1.6	2	2	2		1	1	2					1.6	1				2	2		2	2	2	2	1			
89	3	鷹栖町	1		3	1		1		1	1	1	1.4	2		2		2	1	3	2	2	2	1	2.0	1			2	2		2	2	2	2	2		1		
90	3	東神楽町	1		3	1		1		1	2	1	1.4	2	2	1		1	1	1					1.2	1				2	2		1	2	1	2				
91	3	当麻町	1		4	1		4	1	1	2	1	2.2	4	2	1		1	3	1					2.0	1				2	2		1	1	1	2				
93	3	愛別町	1		3	1		1	2	1	2	1	1.4	1	2	1	2	3	1	1					1.4	1				2	2		1	2	2	2	2			
94	3	上川町	1		2			1		1		1	1.2	2	2	1		2	3	1					1.8	1				2	2		2	2	2	2	2			
95	3	東川町	1		3	1		1		1	2	1	1.4	3	2	1	2	2	1	3	2	1	3	2	2.0	2				2	2		1	1	1	2				
96	2	美瑛町	1		3	1		1		1	1	1	1.4	5	1	3	1	3	1	1					2.6	1				2	2		2	2	2	2	2			
97	2	上富良野町	1		3	1		1		1	2	1	1.4	4	2	1		3	1	3	1	2	1	2	2.4	1				2	2		1	1	1	2				
98	3	中富良野町	1		3	1		3	2	1	1	1	1.8	3	2	1		1	1	3	1	2	2	2	1	1.8	1			2	2		2	2	2	2	1			
99	3	南富良野町	1		3	1		1		1	1	1	1.4	2	2	2		1	1	1					1.4	1				2	2		1	1	1	1				
100	3	占冠村	1		5	1		1		1	1	1	1.8	3	2	1		1	3	3	1	2	2	1	1	2.2	1			2	2		2	2	1	2				
101	3	和寒町	1		4	1		4	2	1		1	2.2	5	2	1	2	2	1	5	1	2	2	1	1	2.8	5	1	2		2	2		1	2	1	2			
102	3	剣淵町	1		3	1		1		1		1	1.4	2	2	1		2	1	1					1.4	1							2			2				
107	3	増毛町	1		4	1		5	2	1	2	1	2.4	2	2	1		2	1	1					1.4	1				2	2		2	2	2	2	2			
108	3	小平町	1		1			1		1	1	1	1.0	2	2	1	2	2	1	1					1.4	1				2	2		1	2	2	2	2			
109	3	苫前町	1		1			5	2	1	2	1	1.8	2	2	3	2	2	1	1					1.8	1				2	2		2	2	2	2	2			
110	3	羽幌町	1		4	1		1		1	2	1	1.6	2	2	1		3	3	3	2	2	1	1		2.4	1			2	2		2	2	2	2	2			
112	3	遠別町	1		1	2		1		1		1	1.0	3		1		1	1	2					1.6	1				2	2		2	2	2	2	1	1		
113	3	天塩町	1		1			1		1	1	1	1.0	5	2	1		2	1	1					2.0	1				2	2		1	3	2	2				
114	3	幌延町	1		3	1		1		1	2	1	1.4	5	2	2		2	1	1					2.2	1				2	2		1	1	1	2				
115	3	猿払村	1		3	1		1		1	1	1	1.4	2	2	1		2	1	1					1.4	2				2	2		2	2	2	1	1			
117	3	中頓別町	1		3	1		1		1	2	1	1.4	3	2	4	2	1	1	1					2.0	2				2	2		1	2	1	2	2			
119	3	豊富町	1		1			1		1		1	1.0	2		1		1	1	1					1.2	1														
121	3	利尻町	2		3	1		1	3	2	2	1	2.0	1		3	2	1	1	2					1.6	1				2	2		1	3	2	2	2			
123	2	美幌町	1		5	1		5	2	1	1	2	1.6	5	2	3	1	3	1	5	2	1	1	2		3.4	1			2	2		2	2	2	2	2			
124	3	津別町	1		3	1		3	2	1	1	1	1.8	3	2	2		3	1	2					2.2	1				2	2		2	2	1	2				
125	2	斜里町	2		4	1		4	2	4	2	2	1.30	4	2	3	1	3	3	4	1	1	1	1		3.4	1			2	2		1	2	2	2	2			
127	3	小清水町	1		1			1		1	2	1	1.0	3	2	1		2	1	1					1.6	1				2	2		2	2	2	2	2			
128	3	訓子府町	1		3	1		1		1	1	1	1.4	4	2	1		3	1	3	1	2	2	2	1	2.4	2			2	2		2	2	2	2	1			
131	2	遠軽町	2		5			5	2	1		1	2.8	2	1	2		3	1	5	2	1	2	2	1	2.6	5	2	2											

2. 調査票

2014 道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 2 6 年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会基礎情報

定数（欠員）	人（ 人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務調査費（有無選択）	有・無
次回選挙予定年月	H 年 月	政務調査費の額	万円/人・月

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問 1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

●H25. 4～26. 3 の期間、請願又は陳情提出者による本会議又は委員会での直接説明の実績についてお答えください。

（ ☐ ①有 ・ ☐ ②無 ）

問2 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●H25.4～26.3の期間の傍聴者の発言実績についてお答えください。

（ ☐ ①有 ☐ ②無 ）

問3 住民等との意見交換の場

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOと直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、直接意見交換の場を設けている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、直接意見交換の場を設けている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換の場を設けている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問18)

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、H25.4～26.3の期間の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

●上記項番 3～5 を選択した議会は、H25. 4～26. 3 の期間、意見交換で議論された案件を本会議等で議論（フォロー）を行っていますか。

☐①議論（フォロー）を行っている ☐②議論（フォロー）を行っていない

●H25. 4～26. 3 の期間、議会主催による住民へのアンケート調査を行いましたか。

☐①行っている（案件： ）

☐②行っていない

2. 議会内の討議と合意形成

問 4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

本会議又は委員会において、首長側提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき自由討議を行い、原則として議事録に残している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、自由討議を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 1～2 を選択した議会は、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

●H25. 4～26. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

●H25. 4～26. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

問5 調査機関又は附属機関の設置

調査機関又は附属機関を設置しての調査検討等を、議会として行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員のほか公募市民を含む)を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員のみ)を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関への具体的な諮問内容を補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、H25.4～26.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（人） ②公募市民人数（人）

●H25.4～26.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

☐①行っている（件：(事例)）
☐②行っていない

●H25.4～26.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

☐①行っている（件(公聴会)：(事例)）
（件(参考人)：(事例)）
☐②行っていない

●H25.4～26.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例など以外の政策的な行政関係条例案。なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)

①提出された条例案（件） ②可決された条例案（件）
③具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

●議会事務局の人数等 (H26. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

●上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ☐①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)
- ☐②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)

問 8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、一般質問及び代表質問で導入している
	4	条例規則の規定に基づき、一般質問又は代表質問のいずれかで導入している
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、一問一答方式を導入している
	2	導入を検討中
	1	導入していない
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会）

●H25. 4～26. 3 の期間の一問一答方式実施の実績についてお答えください。

（ ☐ ①有 ・ ☐ ②無 ）

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問を認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、内容を限定せずに、反問を認めている
	4	条例規則の規定に基づき、内容を限定して、反問を認めている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問を認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会）

●H25. 4～26. 3 の期間の反問の実績についてお答えください。

（ ☐ ①有 ・ ☐ ②無 ）

●上記期間中、反問の実績有りの議会は、反問を行使された例をご記入ください。

--

本会議、常任（特別）委員会以外に、重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深め、政策形成を図ることを目的とした政策討論会などを開催していますか。

(注1) 上記項番1～2を選択した議会は、政策討論会を設置する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、H25.4～26.3の期間における政策討論会の具体的な内容(名称・開催実績等)を補足説明欄にご記入ください。

●上記項番３～５を選択した議会は、政策討論会は公開か非公開かをお答えください。
□①原則、公開 □②原則、非公開

●H25.４～26.３の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。
□①行っている 研修内容（）
□②行っていない

議会が評価主体となる組織的な取り組みにより、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H25.4～26.3 の期間における評価の取組事例を補足説明欄にご記入ください。

4. 住民説明

問 1 2 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H25. 4～H26. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している
	2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 2～5 を選択した議会）

●H25. 4～26. 3 の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

☐①行っている

☐②行っていない

問 1 3 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか（H25. 4～26. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	本会議及びすべての委員会（常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継を行っている
	4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている （ライブ中継を行っている委員会名[]）
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会）

●H25. 4～26. 3 の期間、会議の動画記録のオンデマンド配信（ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式）を行っているか、お答えください。

- ☐①行っている
☐②行っていない

問 1 4 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H25. 4～26. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程後、委員会等での審議前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない
【補足説明欄】		

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、重要議案についてのみ、各議員個別の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している（条例規則の規定に基づき、会派単位の賛否を公開しているも含む）
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

（注）表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、議会報告会等を行っている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、議会報告会等を行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

●H25. 4～26. 3の期間の議会報告会等の実施の実績についてお答えください。

（ ☐①1回 ・ ☐②複数回 ）

●議会報告会開催要綱等の規程の有無

☐①有 ・ ☐②無

●H25. 4～26. 3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

☐①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）

☐②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）

☐③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

●H25. 4～26. 3の議会報告会で議論された案件を本会議等で議論（フォロー）を行っていますか。

☐①議論（フォロー）を行っている ・ ☐②議論（フォロー）を行っていない

●議会報告会における現在の課題について（議会側と市民側の課題に分けてお答え下さい）

議会側の課題	市（町）民側の課題
例) 年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例) 町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. その他

問 17 議会基本条例の検討状況

議会基本条例の制定を予定していますか。

選択	項番	内 容
	5	既に条例を制定している
	4	条例素案を策定済みで、近い将来に制定を予定している
	3	制定の方針で、条例の制定作業に着手している
	2	条例を制定するか否かを検討中
	1	今のところ、条例制定の予定はない
【補足説明欄】		

補足設問

●上記項番 3～5 を選択した議会は、議会基本条例の制定を検討する場（委員会等）に、住民参加の機会が設けられていますか（いましたか）。

☐①設けている

☐②設けていない（議員のみでの検討）

●上記で住民参加の機会が設けられている（いた）場合、具体的な内容についてご記入ください。

()

問 18 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H25. 4～26. 3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

☐①行っている（☐ a 条例改正実施 ☐ b 条例改正は行わなかった）

☐②行っていない

問 19 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

☐①制定している

☐②制定していない

問 20 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会モニター制度を設けていますか。

☐①設けている（モニター人数 人《うち公募 人》）

☐②設けていない

問 21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地

方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加していますか。

- ☐①追加している
☐②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ☐①基本構想のみ
☐②基本構想・基本計画
☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3)総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ☐①追加している
☐②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H25. 4～26. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 2 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)

- ☐①設けられている
☐②設けられていない

問 2 3 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 4 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 北海道における議会基本条例等施行状況(H26.4.1現在)

NO	自治体	自治基本条例	議会基本条例	市民参加条例
1	ニセコ町	平成13年4月1日		
2	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
3	奈井江町	平成17年4月1日		
4	苫前町	平成17年10月1日		
5	登別市	平成17年12月21日	平成23年5月1日	
6	清水町	平成18年4月1日		
7	遠別町	平成18年4月1日		
8	沼田町	平成18年4月1日		
9	音更町	平成18年10月1日		
10	白老町	平成19年1月1日		
11	芽室町	平成19年3月5日	平成25年4月1日	平成16年5月1日
12	下川町	平成19年4月1日		
13	札幌市	平成19年4月1日	平成25年4月1日	
14	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
15	留萌市	平成19年4月1日		
16	常広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
17	稚内市	平成19年4月1日		
18	中札内村	平成19年4月1日		
19	遠軽町	平成19年4月1日	平成25年7月1日	平成19年4月1日
20	美唄市	平成19年9月1日		
21	七飯町	平成19年10月1日	平成26年4月1日	
22	平取町	平成20年4月1日		
23	上川町	平成20年4月1日		
24	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
25	芦別市	平成19年10月1日		
26	上富良野町	平成21年4月1日		
27	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
28	士幌町	平成21年4月1日		
29	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	厚沢部町	平成21年4月1日		
31	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
32	江別市	平成21年7月1日	平成25年4月1日	
33	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
34	八雲町	平成22年4月1日	平成25年9月18日	
35	鹿追町	平成22年4月1日	平成22年3月25日	
36	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
37	置戸町	平成22年4月1日		
38	北見市	平成22年12月21日		
39	新十津川町	平成23年1月1日		
40	函館市	平成23年4月1日		
41	美幌町	平成23年4月1日		
42	別海町	平成23年4月1日		
43	中標津町	平成24年4月1日		
44	士別市	平成24年4月1日	平成24年4月1日	
45	大空町	平成24年6月21日	平成24年6月21日	
46	新ひだか町	平成25年1月7日		
47	斜里町	平成25年4月1日		
48	栗山町	平成25年4月1日	平成18年5月18日	
49	むかわ町	平成25年4月1日	平成26年4月1日	
50	恵庭市	平成26年1月1日		
51	湧別町	平成26年4月1日		
52	小樽市	平成26年4月1日		
53	旭川市	平成26年4月1日	平成22年12月10日	平成15年4月1日
54	安平町	未定	未定	未定
55	今金町		平成19年5月1日	
56	知内町		平成20年4月1日	
57	白糠町		平成22年10月1日	
58	豊浦町		平成22年12月1日	
59	釧路市		平成23年4月1日	
60	北竜町		平成23年4月1日	
61	足寄町		平成23年5月1日	
62	根室市		平成25年3月1日	
63	夕張市		平成25年4月1日	
64	浦幌町		平成25年4月1日	平成24年4月1日
65	幕別町		平成26年4月1日	
66	清里町			平成17年3月25日
67	富良野市			平成17年7月1日
68	弟子屈町			平成18年4月1日
69	伊達市			平成19年4月1日
70	中川町			平成19年4月1日
71	釧路町			平成21年4月1日
72	北広島市			平成21年6月1日
		54	31	14

あとがき

今回の調査は、2012年に実施した調査とほぼ同じ内容で実施した。調査の目的は、北海道内の自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているかその実態を明らかにすることを目的としている。したがって、順位を付けることを目的としていない。

今回の調査では「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき、実施した」「制度はないが、実施した」という「すること」を重視した調査とした。

人口減少や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がまとまり自ら活性化することにより、地域の課題を解決する力となることができる。

議会が自ら活性化することで、今起きていることだけでなく、近い将来に起こりうる課題にも目を向けることができる。今回の調査において、議会の活性化に取り組んでいる議会の実践内容が、今後議会の活性化に取り組もうとしている議会の参考になること願って作成した。

また、この報告書をまとめるにあたって、北海道内127道・市町村議会の議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

さらに、本調査の内容にご意見をいただいた福島町議会事務局の石堂一志事務局長、芽室町議会事務局の西科純事務局長に、心から感謝申し上げます。

最後に、今回の設問の中で適切でない設問があった。お詫びをすると同時に、次回調査には改善したい。たとえば、問8の「一問一答方式の導入」では町村議会の多くは会派がないため代表質問がないので、項番5を選択できないという問題があった。

また、問10の「議会内での政策討論会の開催」では、「本会議、常任(特別)委員会以外に、……政策討論会などを開催していますか」という設問内容の委員会とは首長提案の政策議論の場となっていることが多いことから、議会発議の政策議論の場として委員会以外で「政策討論会」の開催が行われていることを想定した設問としたが、議会そのものが「政策討論会」の場であり、特別に「政策討論会」とすべきではないのではないかと意見や委員会で行っていたら評価対象にならないのかとの意見もあった。委員会で議会発議の政策議論を行っていれば、それは「政策討論会」を行っていると解釈するのが妥当と考える。そもそも、首長発議や議会発議と区分して議論の場が異なる発想は変える必要がある。

お忙しいところ、貴重なご意見に感謝申し上げます。

「2014北海道内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://koukyou-seisaku.com/>

(ホームページアドレスが変わりました)